

平成 27 年 第 4 回

高森町議会 12 月定例会会議録

平成 27 年 12 月 7 日 開会

平成 27 年 12 月 15 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2 月 7 日 (月)

(第 1 日)

平成27年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成27年12月7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

2番 岩下 健治君

3番 後藤 三治君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （9日間）

自 平成27年12月 7日

至 平成27年12月15日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月 7日（月）	本会議	議案審議
12月 8日（火）	休 会	総務常任委員会
12月 9日（水）	”	建設経済常任委員会
12月10日（木）	”	文教厚生常任委員会
12月11日（金）	”	
12月12日（土）	”	
12月13日（日）	”	
12月14日（月）	本会議	一般質問
12月15日（火）	”	委員長報告・採決

日程第 3 議案第55号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 4 議案第56号 高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第 5 議案第57号 高森町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の

定数に関する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 58 号 高森町税条例の一部改正について
日程第 7 議案第 59 号 平成 27 年度高森町一般会計補正予算について
日程第 8 議案第 60 号 平成 27 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 9 議案第 61 号 平成 27 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
日程第 10 議案第 62 号 平成 27 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
日程第 11 議案第 63 号 高森町介護保険条例の一部改正について
日程第 12 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 牛 嶋 津世志 君 | 2 番 | 岩 下 健 治 君 |
| 3 番 | 後 藤 三 治 君 | 4 番 | 興 梶 壽 一 君 |
| 5 番 | 芹 口 誓 彰 君 | 6 番 | 立 山 広 滋 君 |
| 7 番 | 森 田 勝 君 | 8 番 | 本 田 生 一 君 |
| 9 番 | 田 上 更 生 君 | 10 番 | 佐 伯 金 也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------------|-----------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 武 文 君 | 政策推進課長 | 甲 斐 敏 文 君 |
| 健康推進課長 | 馬 原 恵 介 君 | 住民福祉課長 | 阿 南 一 也 君 |
| 生活環境課長 | 安 藤 吉 孝 君 | 農林政策課長 | 後 藤 健 一 君 |
| 税 務 課 長 | 沼 田 勝 之 君 | 会 計 課 長 | 河 崎 みゆき 君 |
| 建 設 課 長 | 松 本 満 夫 君 | たからポイントチャンネル事務局 | 東 幸 祐 君 |
| 教育委員会事務局長 | 阿 部 恭 二 君 | 農林政策課審議員 | 古 澤 要 介 君 |
| 監査委員事務局長 | 安 方 含 君 | 教育委員会審議員 | 堺 昭 博 君 |
| 総務課長補佐 | 後 藤 一 寛 君 | 総務課長補佐 | 岩 下 徹 君 |
| 政策推進課長補佐 | 定 光 貴 史 君 | 生活環境課長補佐 | 田 上 浩 尚 君 |
| 健康推進課長補佐 | 丸 山 雄 平 君 | 住民福祉課長補佐 | 高 崎 康 誌 君 |

税務課長補佐 佐 伯 実 君 建設課長補佐 荒 牧 久 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐 藤 幸 一 君 議会事務局庶務係長 白 石 孝 二 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

平成27年第4回高森町議会定例会の開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、公私御多忙のところ、本定例会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

今年ももう既に師走となり、この1年間を振り返ってみますと、昨年、また今年もそうでございますが、阿蘇山の噴火による降灰対策、また自由民主党の圧勝となった衆議院総選挙後の地方創生、または高森町といたしましては、たかもりポイントチャンネルの開局等々、議員の皆さまとともに取り組んできたのではないかとこのうふうに思っております。

まずは、その降灰対策においてでございますが、法律の制定、そのエリアに入り、そしてそれに基づいて対策を行っていくということで、国の対策、また県の対策、それぞれが若干は時間が掛かっているところはございますが、予算化するまでにいたっておりますし、高森町が単独で行いましたクラウドファンディング的手法、ヨナ共生プロジェクトでは、町内外から多くの企業さん、そして一般の国民の皆さまに御協力をいただき、ロードスイーパーの整備や火山灰傘の配布などを完了することができました。

また、2つ目の地方創生につきましては、10月に計画策定が完了いたしましたので、今後は長期ビジョンに沿った取り組みを本格化させていく予定でございます。さらに、今年4月から本放送を開始いたしましたたかもりポイントチャンネルは町民の皆さまに親しまれる内容にするため、スタッフ一同、日々努力しているところでございます。当然、何度も言っておりますが、プロではない公務員の方がメインとなって、地元の特化した番組づくりをテーマと掲げております。課題はございますが、止まることなくやりながら修正するというので進めさせてまいりたいというふうに思っております。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、条例の制定及び一部改正、一般会計及び特別会計の補正予算案など、議案9件でございます。御審議の上、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成27年第4回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 岩下健治君及び3番 後藤三治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成27年第4回高森町議会定例会の会期につきましては、本日12月7日から12月15日までの9日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第55号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第55号、高森町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。議案第55号、高森町過疎地域自立促進計画の変更について御説明いたします。

別紙様式1を御覧ください。

今回の過疎地域自立促進市町村計画は、区分6の教育の振興、(3)の集会施設、

体育施設等に係るものであります。この市町村計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでありまして、先の6月定例会において御説明申し上げている1、町民グラウンド防球ネット改修事業、2、上色見生涯学習センター体育館防水事業、3、町民グラウンドナイター照明改修事業に係る事業であります。計画の変更にあたっては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する、同条第4項の規定に基づき県に協議を行い、9月24日付けで異議ない旨の回答を得た上で同法第6条第1項の規定により議会の議決に付すものであります。

なお、この法律に基づく事業につきましては、過疎債の借入れが可能となりますとともに、元利償還金の70%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることになり、町財政にとりましても有利なものとなります。

御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第56号 高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第56号、高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。議案第56号で御提案いたしました、高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法は、平成25年に制定されましたが、その施行日についてはそれぞれ政令により定める日とされております。このうち特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーでございますが、番号の利用範囲や特定個人情報の提供の制限を規定する第9条及び第19条については、平成27年政令第171号により、平成28年1月1日から施行するよう定められたため、本町にあってもマイナンバーの利用範囲や特定個人情報の提供の制限を規定する条例の制定の必要があるため本議案を御提案するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第57号 高森町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第57号、高森町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） おはようございます。議案第57号にて御提案いたしました、高森町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年10月28日に改正農業委員会法が公布され、また施行日は平成28年4月1日より施行される予定でございます。定数に関する条例の制定の前に、今回改正されました農業委員会法の主なポイントについて御説明を申し上げます。

お手元のパンフレットをお開きください。

まず1点目、農業委員の役割や農地等の利用の最適化の推進として強化されます。これまで「農業委員会は農地法に基づく許可事務のほか、農地利用の確保、農地の法律上の事務について行うことができる。」と表記されておりましたが、今回の改正により「行うこと。」と義務付けられました。農業委員会は許認可だけでなく、農業経営の担い手への農地利用の集積の推進、耕作放棄地の発生防止・解消の推進、新規就農、企業等の農業参入の支援、以上の3項目に積極的に取り組んでいくべきことが制度的に強固に位置付けられました。

次に2点目、新たに農地利用最適化推進委員が設置されます。農業委員が行う先に述べた3項目の活動に取り組む体制の強化のために設けられた委員です。より地域に密着した方に委員になっていただくことにより、農地の出し手農家を訪問して農地中間管理機構への貸し付けを促すなどの掘り起こしや、借り手とのマッチングのための話し合い活動、耕作放棄地の調査、解消に向けた活動など、農業委員と連携し合って取り組んでいただくことになります。

3点目は、農業委員の選出方法が変わります。これまで公職選挙法に基づき選出されておりましたが、改正により町長が議会の同意を得て任命することとなりました。また、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱を行います。両委員とも地域の農業者や農業団体等からの推薦、それから公募を行い、その方々の中から選出されます。さらに、農業委員は過半数の方が認定農業者でなければなりません。

4点目以降につきましては、今回の提案条例には直接関連がございませんので、省略させていただきます。

さて、これより農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦、公募を行うにあたり、両委員の定数を定める必要があるため、条例案を提出いたしました。提案内容は、高森町農業委員の定数を14人とし、高森町農地利用最適化推進委員の定数は18人以内としております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） おはようございます。4番 興柁です。

2、3点お尋ねをしたいと思います。

今、説明がありました。このパンフレットを見ますと、現在の農業情勢、それか社会情勢で、農業委員さんの役割というのはたいへん重要性を増してきているかと

思います。今回は条例の変更ということで、11名から14名に増員ですね。14名になったその根拠を説明をお願いをしたいと思います。

それから、選挙がなくなるということですが、この14名の選出にあたっては、地域性等を考慮されるのか、この2点をまずお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 4番 興柁議員の御質問にお答えいたします。

定数が11名から14名ということでございますけれども、選挙による委員で選出されておりました方が11名で、各団体からの推薦者が3名ということで、14名これまでの構成でやっております。今回の改正によりまして、基本的には地域からの推薦者が同様に11名、それから今の段階では農業団体あるいは共済組合、それから商工会等から御推薦をいただいて、計14名という形で同様に行っていきたいというふうに思います。改正としましては、議会からの推薦が今までございましたけれども、それが議会推薦という枠がなくなったということでございます。

それから、先ほど申し上げられました地域性の問題でございますけれども、農業委員さん、それから先ほどの農地利用最適化推進委員さん、いずれにしても各地域の方の事情を精通されている方になっていただかないと、何事にもうまく回っていかないだろうということで、こちらのほうとしましてはできるだけ地域からの推薦者の方々にどちらも一応御推薦をいただきまして、できましたらその中で農業委員さん、あるいは農地利用最適化推進委員さんを、選考委員を経ることになるかも知れませんが、その中で人選をしていただいて、最終的には町長のほうに報告いたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 4番 興柁です。

今の説明によりまして、議会枠が1名あったのが、今回からは来年からなくなるということですが、できますならもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、このパンフレットによりまして、登用には女性枠、青年枠というのを推進したらどうかというようなことが載っておりますが、その件につきましてのお考えを少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 自席から失礼いたします。

先ほどお話がありました議会推薦枠というのがないというふうに言われておりま

すけれども、農業委員会は今回の改正によって一番大きく変わるということは、あくまでも農業委員さんは地域の選出者の方を中心にしていただきたい、あるいはそれ以外は利害関係等を有しない方々から選んでほしいということでした。こちらのほうから共済とか、それから農業委員会につきましては、これまで同様ということでございましたので、そこらへんのところはそのままいきましたけれども、利害関係を有しない方々というのはどういうふうなことで選ぶかということで、かなり内部で議論をいたしまして、これまで技術的にも議会推薦という形も同じようなものではあったとは思いますが、こちらのほうで考えたところ、農業等は直接関係がないかも知れないけれども、地域としてはたいへん重要な位置付けにある商工業関係の代表者の方に、団体から推薦していただいたほうが一番いいのじゃないかということで、今回そういう形でしております。

それから、女性あるいは青年等に積極的に登用してくれということでございます。もちろんこちらのほうから推薦依頼を申し上げるときに、認定農業者という枠がありますので、認定農業者はある程度青年の方もいらっしゃるし、女性ももちろん含まれております。ただ、これは必ず選ばなければならないということではございませんので、あくまでも地元の中でお話し合いをしていただいて、この方が農業委員として適格者であるということで、その方が認定農業者であれば、今回はそこまで縛りといいますか、そういうふうな方法で選んでくださいというふうに止めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） その他ございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

今まで農業委員会の選出方法については、公職選挙法を適用し、各地域から立候補者が推薦人を添えて立候補されて、他の地域、重複するところがなかったらそのまま各地域からの選出ということで農業委員さんが決まっておったんですが、今回からこの公選制が地域推薦制ということで、それぞれ2と3に認定農業者を過半に、半数ですね、利害関係者以外の登用を、それに女性や青年の登用促進をということで書いてあります。以前から認定農業者の方はやる気のある方たちを農業委員に地域のほうから、地域で推薦していただいて、それを公選法の中で粛々とやって、農業委員さんたちが選ばれてきたわけなんですけれども、ただ以前からこういうふうな中において、これは書いてあることは皆さん念頭におかれてやってきたんですが、なかなかそうはいかない。青年の方たち、女性の方たちの登用というのが難しい。

ですからこそ議会の中で、議会の枠の中で女性の登用を議会推薦枠の中でやってきたわけなんです、今回、議会の推薦はなくして、他の団体、利害関係のない団体からの推薦を優先するというようになってくると、なかなか今まで議会が推薦してきたことに対する意義というものが、私たちとしてはそれなりに考えてやってきたつもりでおったんですが、それについてちょっと疑問を呈されとるような形の提案内容でございますので、非常に私は残念でならないんですが、今後もし商工会とかいろんな団体にその推薦をお願いされたときに、ちゃんとそのあたりがクリアできるのかできないのか、それこそ商工会とか、偏見じゃないですけども、特に商売をされている方たちになってくると、結果、利害関係なんていうのは出てくるんじゃないかなと、逆に思う。議会はやはり公平でなくてはいけない、町民に対してやっぱり開けてなければいけない、やっぱりそういう意向の中から町の農業振興のことを考慮して、議会推薦ということをやってきたわけなんです。ここに書いてあるのは、何かこの利害関係者以外も登用をとということになってきた中で、議会の推薦をなくしますよとなってくると、じゃあ議会の推薦は利害関係者がおったということで捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 10番議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議会の推薦ということが利害関係を有しない人間を選んどったんじゃないかということで、何で今回それが変わったのか申し上げますが、これは基本的に農業委員会法の改正というのは、国のほうが主導権をもって今までなされとったわけでございます。こちらのほうでその議会の推薦枠ということは、その中に明記されていなかったということで、他の利害関係を有しない者ということで、先ほどいろいろ論議はあるかと思えますけれども、こちらとしては農業関係に直接利害関係はないというのは商工会関係等が適当ではないかということで、そういうふうに計画を今しておるところでございます。

先ほど、じゃあ議会は実際その選考には関わらないのかということでございますけれども、先ほど私が説明の中でも少し言いましたけれども、地域からの推薦者、それから公募者等で、もし定数をオーバーした場合、その場合、選考委員会を設置したいというふうに考えております。その選考委員会の中には議会の議員さんも入っていただいて、御審議いただきたいというふうに考えております。ですので、直接、議員さんに最終的には議員さんの御承認を得なければいけませんけれども、事前の段階で議員さんにも関わっていただく方向で、こちらも考えておりますので、

そのへんのところで御審議いただけたら有難いと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問に補足をさせていただきます。

最終のところ承認する立場である私の立場から申し上げますと、詳細なことについては議会の御意見をしっかり拝聴しながら、これからまた協議を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） よろしゅうございますか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） この中で最終的には市町村議会が同意をして農業委員は決定されるということであります。町長の答弁のとおり、いろいろと議会も町の方向性というのは、一応執行部と一緒に考えていく。高森町の基幹産業はどうしてもやっぱり農業であるということは間違いないわけで、これは揺るぎない、何十年も前から揺るぎなくこれが要するに議論されて来ている。ですから、高森町を活かすも殺すも、今後については農業政策であるとは思っている。そうある中において、やっぱり農業委員というものがここにある、いろいろと1から2ありますが、役割とかいろいろ出てきておりますけれども、それを考えた上において、まだ一層仕事の量が増えてくる。そういう中において、やはり基幹産業は農業であるという意味からすると、議会もそれに対しては積極的に議論をして、みんなで研究をして、高森町の農業が良くなるように努力をしとるわけですが、議論もしてきとる。ですから、そのあたりにおいて、議会推薦枠がなくなって、議会の中でこういう人がやっぱり農業委員におったがよかろうなということで、今までは一番最初は認定農業者の会から女性の方も2名出しとったこともあるんです。ですから、そういうことからすると、やっぱり議会というものはちゃんとしたこういうふうなことを決めるときには、ちゃんとしたポジションというものが確立をしていなければ、私は高森町の農業政策というものは、要するにどちらに行くのか、方向性が定まらなくなってしまうような気がいたします。執行部が考えておること、目指しておること、議会が目指しておることが、同一でなくてはならない。そうなったときに、やはりそのときに議会からの推薦枠がなくなるということは、やはり議会の意向がなかなかその中に捉えられてこないということも考えられますので、それについては十分な検討・協議というものが必要になってくると思います。

それと、この地域から11名ということで、今まで公選で11名だったのが11

名、今回も11名で変わらないということですね。それに団体の方に3名の推薦をお願いするということなのですが、じゃあ要するに認定農業者を過半数置きなさいと言うたときに、その各地域に認定農業者の方を優先的に農業委員の候補者として推薦してくださいというときに、もしいなかった場合はどうするんですか。11名の中に6名しかいなかったときには、認定農業者の方がいなかったときはどういうふうになるんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 先ほど御質問がありました、認定農業者の数が半数以下の場合はどうなるかということでございます。本町におきまして、現在、認定農業者の数が農業委員の定数の8倍以上、認定農業者がいる場合はその半数ということにはこだわりませんが、ただうちの場合はそれはおりませんので、定数は半数でも構わないということでございます。ただし、議会の承認を得なければ、その半数でもいいということにはなりませんので、もし推薦されてきた委員さんが、認定農業者の数が半数を下回る場合には、議会の承認を得れば、それも可ということになりますので、そのへんのところはお含み置きをいただきたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 要は町長が任命をするわけですね。各地域から推薦されてきた農業委員の候補者の方を。それを議会のほうで同意をするわけですから、要は町長さんがこの内容を十分理解されとるということであるし、また議会のほうと事前にいろいろと協議をされると、一緒に考えていこうというやる気がありますから、そのあたりは信用しておきますけれども、やはりあまり最初から認定農業者の方を過半数にするとか、女性や青年の方の登用をと言われると、一生懸命やっておられる方たちの、天気の良い日にでもこういうふうに会議の日が決まったりすると、一番肝心なときに、要するに機を逃してしまう。農業というものは時間も大切です、その自然環境も大切です。そのときの労働のツボどころというのがあるわけですね。そうしたときに、認定農業者の方というのは言わずと知れた、各地域においてやっぱり一線級、一番最初の前の段階で一生懸命頑張っておられる農業者の方たちを言うわけですから、そういう方たちにそういうような時間を費やさせる。高森町の農業の将来をつくるための会議でありますけれども、やっぱりそういうことでやって、自分の経営がおろそかになるということだけは避けていただきたいわけですから、そのあたりの任命をする時点において、十分町長と協議をして、なるべくその方に

対しても経営がマイナスにならないような方法で農業委員は選んでいただきたい、
そのように私のほうとしては希望しておきますので、よろしく願いしておきます。
以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第58号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第58号、高森町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） おはようございます。議案第58号で御提案いたしました、高森町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年3月31日にそれぞれ公布され、平成28年1月1日以降に施行されること及び国税通則法、国税徴収法に準拠した条例の規定の整備が義務付けられたことに伴い改正するものであります。

主な改正概要につきまして御説明申し上げます。

まず、地方税法の猶予制度の見直しにつきましては、平成27年度の税制改正において、納税者の負担軽減と早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から見直しが行われ、分割納付の整備規定、訂正期限、担保の最低限度額が設定されたことや、納税者の申請による換価猶予制度が創設されたほか、地方分権推進の観点及び地域の実情がさまざまであることを踏まえ、換価の猶予の申請期限、担保の要件等、一定の事項については各地域の実情に応じ、条例で定めることとされました。また、マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月から税関係書類について、個人番号、法人番号等の記載が始まることに伴う改正が行われました。

さらに、たばこ税につきましては、旧専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻きたばこがありまして、これらについては現行制度において特例税率により通常の紙巻きたばこより税率が引き下げられていましたが、国民の健康への影響の観点から、たばこの消費を抑制するため、旧3級品にかかる税率の経過措置が廃止されることによる改正を行っております。

また、附則においては、今回の改正に伴う各税目の経過措置の設定も行われております。

以上、御提案いたしました条例改正の概要について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第59号 平成27年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第59号で御提案いたしました、平成27年度高森町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億498万5,000円を追加し、予算の総額を45億631万4,000円とするものでございます。

まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとに主なものを御説明をさせていただきます。

歳入でございますが、第14款国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金の増額、また地方創生先行型交付金の上乘せ分、タイプIが採択をされたことに伴い

まして、国庫補助金を追加するものでございます。これに伴いまして、第3回高森町議会定例会で御決定いただいております（仮称）まちづくり会社実践事業補助金につきましては、その財源全額を一般財源から国庫支出金に組み換えております。

第15款県支出金につきましては、障害福祉サービス費等の民生費県負担金や、来年3月に実施されます熊本県知事選挙に関わる経費等の総務費県委託金を増額する一方、多面的機能支払交付金や緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金など、農林水産業費県補助金につきましては減額をいたしております。

第17款寄附金につきましては、高森町は熊本県、そして阿蘇全域で進めております阿蘇のあか牛のブランド化の先頭となり、お礼の品物を阿蘇のあか牛オンリー、一本に絞り、積極的に取り組んでまいりましたふるさと納税が、当初の見込みをはるかに上回る金額となったため増額するものでございます。

第21款町債につきましては、借入限度額の確定により、臨時財政対策債を増額し、これにより第18款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、3ページの歳出について御説明をいたします。

第2款総務費においてはふるさと納税に関わる謝礼や事務費等を、第3款民生費では後期高齢者医療広域連合負担金等を計上いたしております。

第5款農林水産業費では、多面的機能支払交付金を減額するとともに、ガラス温室の補償金、農地中間管理事業に関わる機構集積協力金等を計上いたしました。

第6款商工費につきましては湧水トンネルの修繕料等を、第7款土木費では道路新設改良費の賃金や機械の使用料等を増額計上いたしました。

第12款諸支出金では、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、ふるさと応援基金の積立金を増額計上いたしました。

続きまして、5ページの第2表債務負担行為補正でございますが、口座振替に要する業務委託料に係るものを追加するとともに、アグリセンターのトラクターについて、当初はリースで更新することとしておりましたが、分割での購入へと変更するため、債務負担行為の追加と廃止をするものでございます。

6ページをお開きください。

第3表地方債補正につきましては、先に御説明いたしましたとおり、臨時財政対策債の借入限度額が確定したため増額するものでございます。

以上が今回御提案しております補正予算の概要でございます。なお、事前に配付をさせていただきました今回の補正の主な内容をまとめた補正予算概要書を御参照

いただきまして、御審議・御決定賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

私からは、2点についてお伺いしたいと思います。

まず、今、町長のほうから御説明がありましたけれども、歳入では11ページ、歳出では13、14ページ、さらには22ページに掲載してありますが、ふるさと納税について、まずお聞きしたいと思います。これにつきましては、6月議会で今までの納税額が年間だいたい五、六十万円と聞いておりましたけれども、6月議会では1,800万円ほど計上される中で、本当にそんなに増えるのか、期待を込めて質問したところでございますが、今回の補正では8,200万円、そのとき思っていた以上の、言えば100倍ぐらいの納税がされているということで、もう非常に有難いことだなと思いますけれども、お名前はちょっと申されないと思いますが、こういった方面からの御寄附があっているのか。それから、1件ごとにして、大きい部類で100万円を超える大口の寄附金等があるのかどうか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） 3番 後藤議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税寄附金につきましては、6月の議会で予算の承認をいただきまして、8月からインターネットのサイトを活用した公募を行っているところであります。これまでの毎月の実績といたしましては、8月の第2週ぐらいからインターネットを利用して行っておりますが、8月が84件で寄附額が192万円、9月が89件で寄附額が165万円、10月が448件で寄附額が948万円、11月が2,865件で寄附額が5,528万9,002円、12月が昨日現在で874件、既に寄附をいただいて、寄附額が1,805万5,200円となっております。今年度、これまでの総計が4,422件で、現在8,925万202円となっております。

11月、12月と申しますと、確定申告の関係で寄附額が集中する時期であります。予想以上の寄附をいただいておまして、11月が1日平均で約180万円でしたが、12月は1日平均で約300万円の寄附をいただいたところであります。

これらの寄附をいただくというのは、何といたっても8月から予算を執行させていただいて、インターネットを活用した募集を行い、それも町長の指示によりまして、

より視覚的に目立つようにということで、インターネットをトップページ、一番最初に高森町の内容が掲載されるような仕掛けをしたところが上げられますし、またパンフレットを作成して町内のペンション、宿泊施設はもとより、熊本駅や税務署、県庁とか各広域本部、そして遠くは天草地域振興局まで置かせていただいております。さらに、銀座くまもと館等にも配布させていただいております。今後もネットを利用した掲載によって、世界遺産の認定や草原再生等に関連する事業を通してのイメージを持たせていくこと等により、多くの寄附をいただくものと思っております。

御質問で1点の最高額が100万円というのがありました。ある議員さんの紹介で50万円とか、職員の方のお父さんお母さんとか、息子さん娘さんとか、そういう方たちも応援いただいて、今の寄附を集めているところでございます。

これからも私たちが頑張っていきたいと思いますが、今回の補正は8,200万円と高額な補正をお願いしているところでございまして、最終的な3月時点の予測金額は1億円を超えるんじゃないかというところで見込んでいるところであります。また12月に入って確定申告の関係で寄附金の額が増えるんじゃないかと思えます。逆に、またこの予算では足りないかも知れませんが、もしかするとまた増額補正をお願いするかも知れませんが、その節はよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ありがとうございます。

これは余談なりますけれども、昨日、一昨日のテレビ放映で、東京都の区におきまして非常に区民税が減少していると。その一つには、要するに全国各地でふるさと納税が活発に行われており、要するに寄附金に対する控除があるものですから、区民税が減っているという話を聞きました。私たちはその反対側ですが、非常に有難いなと思っているんですが。それから、今後、個人の寄附金に併せて、企業の寄附も何か導入したい考えもありましたので、さらに増えるのかなと、もうたいへん期待をしているところでございますが、今回の寄附金を見ますと、今回の8,200万円を入れまして1億円を超えております。今回、22ページでこのふるさと納税の基金積立が3,100万円ほどになっております。8,200万円に対して3,100万円となりますと、もうその間、先ほど言われましたお礼とか、あか牛を使ったお礼とか、いろいろ事務手数料等で必要経費があると思いますが、今後さらにやはり寄附金が増えれば、やはり高森町に期待するものも大きいと思うわけです。

やはり基金にももちろん積み立てるのも必要と思いますが、やはり今後の計画をそろそろ考えておかないと、ただ基金に積み立てるだけでは、やはり寄附をした方は高森町に大きな期待をもっておられると思いますので、有効な活用を今後考えておられるのか、今からということであればそれでも結構と思いますけれども、やはり金額が大きくなりますと、基金に残すというのもどうかなと私は思います。現在、今まで社会振興基金等も1億円以上ありましたけれども、現在では2,000万円近くしかないと聞いておりますが、やはり町のために有効に使った結果、そういうふうになっていると私は承知しておりますので、やはり今回のふるさと納税も高森町の今後に活かされるような計画を早くから考えておく必要があるのではないかなということでお尋ねをしたところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点ですね、19ページ、商工費の中で負担金補助及び交付金のでんでんまつり助成金、これも同じように6月議会で今年度の政策予算ということで上げられておりましたけれども、今回減額というふうになっております。このまつりを計画されていたと思うんですが、できなかった理由、あるいは来年度に向けてどうなるのか、そのへんをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 3番 後藤議員の御質問にお答えいたします。

でんでんまつりにつきましては、今回、補正予算で減額しておりますが、実施をしないというわけではなくて、先ほど町長のほうから説明いたしました、タイプ1の事業の中にイベント開催費ということで含めております。今回、タイプ1の事業が採択になりましたので、そちらのほうで実施するというところで、一般財源である今回の予算は減額した次第です。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 6番 立山です。

私は総務常任委員会に所属しておりますけれども、ここでちょっと町長にお聞きしたいことがありますけれども、ふるさと納税の件で、議長、質問を許可願えますでしょうか。

○議長（田上更生君） はい。許可いたします。

○6番（立山広滋君） ありがとうございます。

今、3番議員のほうからふるさと納税の件がありました。総額1億円を超えているということで、税務課の沼田課長をはじめ、職員の皆さまには非常に敬意を表し

たいと思います。皆さん御存じのように、このふるさと納税制度は2008年から地域活性化並びに地域間の格差を是正するというで始まったわけなんですけれども、先ほども出ておりました、そろそろ申告が始まりますけれども、申告が始まる時期にこのふるさと納税制度が繁栄しているということで、事務等で職員は大変だろうかと思いますけれども、町長に一つお聞きしたいことは、ふるさと納税、また申告が始まる時期に、事務等々で職員の対応はそれでできるんだろうか、そのへんのところを町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 立山議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税がかなり金額が上がっているということで、これから申告等があり、税務課のスタッフが大変だろうという、たいへん温かい御指摘だと思っております。まずは、高森町の税務課のスタッフは沼田課長を筆頭に、佐伯課長補佐、一丸となって8月の第2週から取り組んできておりますので、十分カバーできる能力は持っております。しかしながら、本来、企画や事業をやるセクションではなかなかないというのも現実のところであるというふうに思っております。申告が始まれば、町民の方からたくさん問い合わせであったり、いろんなことが出てまいりますので、私といたしましては、これは税務課に固定するものではなくて、高森町の役場職員全員でここまで伸びてきたふるさと納税を今後どのセクションが、そして誰が担当してやっていかなければいけないのか、そしてそのためには何が必要なのか、そして人件費も含めて、しっかりした金額が確保できて、先ほど後藤議員からアドバイスもいただきましたように、ふるさと納税をしっかりとやっていただいた人たちにそれぞれにアンケートを取っておりますので、皆さまが大半の方が町の繁栄、子どもたちの将来のためにできれば使ってほしいという御意見が大半でございます。ですから、しっかり新しいセクションの形も考慮した上で使わせていただきたいというふうに思っております。

また、ちなみに議会議員の皆さまがたいへん後押しをさせていただいている高SPO等もそうでございます、初出場で初優勝という学童駅伝での快挙も成し遂げました。また、高森東小中学校では共同学習ルームでしっかり小中学生が一緒にやっておりますが、まだまだ不足している電子黒板、若しくは高森中央小中学校で不足いたしております特別学級での電子黒板等々、吹奏楽部も十分実績を残してきております。音楽もデジタル教科書を使う時代でございます。そういう細かく不足していたところに関しても、即、リカバーできるように御提案をさせていただきたい。そ

してまた、議員の皆さまのアドバイスを受けながら、納税者の方の趣旨に従い、そして当然、法律、条例に従ってやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） それと、もう1件よろしいですかね。すみません。

○議長（田上更生君） はい。

○6番（立山広滋君） これも町長にお尋ねします。

19ページ、一般会計補正予算書の19ページですね。湧水館管理費の中の修繕料180万円ですが、皆さん御存じのように、今後、プロジェクトマッピングで集客が見込まれるための安全対策としての修繕料とは思いますが、これは委員会でもよく出ております、来館者からよく耳にする言葉なんですけれども、水をキャッチフレーズにしているのに水が汚いという声を相当前から聞いておりますけれども、このことについての対策は、今回の修繕には加えられないものでしょうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 立山議員の御質問にお答えします。

19ページの湧水館管理費修繕料に関しまして、今回は計上いたしておりません。しかしながら、議員さんおっしゃるように、要は入り口のノロがどうしても取れないところだと思います、おっしゃられるようにですね。立山議員もほかの議員さんも、いつも言われておりますので。ただ、当時は企画も含めて、執行部も含めて、また議会も含めて、良かれと思ってなされた形だと思います。当然、その効果もあったかと思いますが、国民・町民の税金を使わせていただいている立場上、いきなりそれを何か変更するとか、取り壊すということは、なかなか難しいわけございまして、今年7月に立ち上げました生活環境課の安藤課長の下、田上補佐の下、約1年間かけまして、湧水トンネルの水の汚れ、ノロをどうにか解消する方法がないかというプロジェクトチームを立ち上げて、実は先般、答えが出たところでございます。今後、その答えに基づいて、議会にもまた御審議、その以前に協議の場を与えていただいて、しっかり協議して、やっぱり来られた方が水を得る町でというお声もよく聞いてまいりますので、当初予算等々で予算に反映をさせていただきたい。また、それが高森町観光立町基本条例に基づく、議会が認めていただきました基本計画に沿った形だというふうに認識をいたしておりますところです。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

歳入を見たときに、県支出金が減額になっておりましたので、何でだろうかと思
ったんですが、歳出の欄で18ページの多面的機能支払交付金の減額と、緑の
産業再生プロジェクト促進事業の減額なんですが、この減額の理由の説明をよろし
くお願いいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

多面的機能の支払いの交付金につきましてですが、当初、農振地の40%程度を
対象地域として見込んでおりましたけれども、その当初見込み規模にまでは今回達
しなかったということで減額となっております。

それから、緑の産業再生プロジェクトと申しますのは、いわゆる森林組合が高性能
の林業機械ですね、集材機、それから運搬機、それからカッティングですね、要
するに間伐、取った木材をカットする機械等々を入札により購入するという
ことでございます。その入札によって減額となった分を今回予算の減ということで計上
いたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は各常任委員
会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第60号 平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につ
いて

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第60号、平成27年度高森町国民健康保険特
別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） おはようございます。議案第60号で提案いたしまし
た、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、

提案理由を説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ56万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,728万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第5款療養給付費等交付金、第1目療養給付費等交付金につきましては、第1節の現年度分につきましては1,027万7,000円減額しております。これは平成27年度退職者医療費交付金の決定に伴う減額でございます。

同款第2節過年度分につきましては、286万1,000円増額しております。これは平成26年度退職者医療費交付金の確定に伴う追加交付が行われるものです。

第12款諸収入、第5目雑入につきましては、684万7,000円増額しております。これは国保連合会が各保険者の審査支払手数料等を原資に、平成21年度から25年度の5年間積み立てをしていたもので、今後の対応のために留保する積み立て分を除く市町村の負担分が保険者各市町村に返還されることに伴う増額でございます。

続きまして、7ページ、歳出予算の主なものについて説明申し上げます。

第2款保険給付費、第2目退職被保険者等療養給付費につきましては、360万円増額しております。これは本年度の退職被保険者診療報酬の支出額の実績、及び今後も診療報酬の支払いが見込まれる現状から増額したものです。

第3款後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金につきましては、339万1,000円増額しております。これは本年度の納付金の支出額の実績及び本年度の見込額により増額したものでございます。

第5款介護納付金、第1目介護納付金につきましては、886万6,000円減額しております。これは今年度の納付金の支出額の実績及び今年度の見込みにより減額したものでございます。

第11款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第61号 平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第61号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第61号で提案いたしました、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ43万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,419万3,000円とするものでございます。

まず、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算について御説明申し上げます。

第6款繰入金、第1目その他一般会計繰入金につきましては、43万2,000円減額しております。これは本年度、阿蘇広域行政事務組合介護認定審査会負担金の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、7ページです。

歳出予算について説明申し上げます。

第1款総務費、第1目一般管理費につきましては、第5款の地域支援事業費、第1目包括的支援等事業費予算との組み換えのため、予算の増減はございません。これは本年度で実施しております地域支援事業につきまして、本年6月に地域支援事業実施要綱が改正予定である旨の通知がございましたが、本年度予算をもう既に執行しておりました関係で、現在まで事業を実施しております。しかしながら、今月中に同要綱が公布予定となり、一部事業につきましては地域支援事業への予算計上認められないということになりますため、組み換えを実施するものです。

第1款第2目介護認定審査会につきましては、歳入予算でも御説明申し上げましたが、介護認定審査会負担金の減額による減額でございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第62号 平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第62号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 議案第62号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正、歳入歳出それぞれ4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ425万6,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

基金には、自治体基金と住民基金がありますが、自治体基金の利子相当額を当初21万7,928円で計算しておりましたが、最終的に22万1,848円の利子となり、その差額3,920円、切り上げて4,000円ですけど、4,000円を利子及び配当金として歳入受け入れを行うものであります。

7ページの歳出を見ていただきたいと思います。

歳入で受け入れました4,000円について、積立金の増額4,000円を計上するものであります。

以上、説明申し上げましたが、審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第63号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第63号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第63号で提案いたしました、高森町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、行政の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、高森町介護保険条例を改正する必要が生じたものでございます。

改正内容につきましては、第10条第2項の一部及び第11条第2項の一部を改正するもので、詳細は新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

介護保険料の徴収猶予や減免の決定には、特定個人情報を利用する必要がありますが、介護保険料等の制度は町条例で定めているため、条例の改正が必要となります。

なお、法令に減免等の根拠規定がある場合は、改正の必要はないとされております。

また、一部を改正する条例第1条につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、別表第1、約100の項目がございます。

第2条につきましては、同法別表第2、約120の項目がありますが、それぞれ

明記をされており、附則の規定により施行日が相違しておりますことを申し添えます。

以上、今回提案しております、高森町介護保険条例の一部を改正する条例について、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第12、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

12月8日から12月13日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、12月8日から12月13日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午前11時20分

1 2 月 1 4 日 (月)

(第 2 日)

平成27年第4回高森町議会定例会（第2号）

平成27年12月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
6番	立山広滋	高森町観光立町基本計画の進捗	①町民に対して基本計画の周知・広報は行き届いているか。 ②子ども議会でも取り上げられた「高森駅周辺の整備」。 ③基本計画策定後の総務省補助事業（ソフト）の効果。 ④スタート後の途中検証における基本計画見直し等。
		政策集より・行財政改革を実現する「町づくり」	①目標2「住民視点に立った行政経営の実現」の各項目の進捗。 ②目標3「組織パフォーマンス最大化の実現」の各項目の進捗。 ③政策集全体の中間検証の時期。
3番	後藤三治	表彰条例とその運用	①高森町名誉町民条例 ②高森町表彰条例 ③高森町合併60周年事業

1 番	牛嶋津世志	高森町管理施設朋遊館の紹介・用途変更	<p>①高森町朋遊館条例に、地域住民と都市等との交流を図る施設と明記されているが、ホームページには朋遊館は紹介されていないがどうしてか。</p> <p>②朋遊館の用途は、集会場・事務所・一般公衆浴場の3つの用途で許可を申請してあるが、主要用途の集会場を用途変更すれば一般にもっと開放できる施設になるが、用途変更する考えはないか。</p>
		高森町発注工事の設計委託は事前協議が必要	<p>①既存の建築物の雨漏り補修が多数あるが、これらの問題は設計の段階で回避できるのではないか。</p> <p>②現場管理の経験ある人材に意見を求める事も必要ではないか。</p> <p>③土木工事でも隠れた部分は過去の状況など地域住民の意見を求めることで、設計変更を減らすことができるのではないか。</p>
4 番	興梶壽一	小中一貫教育の導入における「英語教育強化地域拠点事業」	<p>①英語教育強化地域拠点事業</p> <p>②現在、本事業に対する小中一貫教育としての教育体制</p> <p>③小中学校間の移動手段</p>
		小中一貫教育の導入における義務教育学校とは	<p>①義務教育学校を見据えて、学校運営協議会での協議がすでに始まっているが、義務教育学校とはどのようなものか（内容・人事・資格等について）</p> <p>②小中一貫教育の導入における、義務教育学校の必要性和効果及び課題は</p> <p>③今後、義務教育学校への移行計画は</p>

		教職員住宅の利用	①定住化促進対策として、教職員住宅の無償賃貸住宅としての考えは
10番	佐伯金也	財政運営について	①財政調整基金の額と積立て方法について ②補助事業と単独事業の割合について ③施設管理費の今後の負担方法や時代に適応したものかどうかの見極めはどうするか
8番	本田生一	観光施設の現状と整備	①湧水トンネルの現状と今後の整備について ②高森峠の現状と今後の整備について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	牛嶋津世志君	2番	岩下健治君
3番	後藤三治君	4番	興梠壽一君
5番	芹口誓彰君	6番	立山広滋君
7番	森田勝君	8番	本田生一君
9番	田上更生君	10番	佐伯金也君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	佐藤武文君	生活環境課長	安藤吉孝君
政策推進課長	甲斐敏文君	住民福祉課長	阿南一也君
税務課長	沼田勝之君	農林政策課長	後藤健一君
建設課長	松本満夫君	会計課長	河崎みゆき君
教育委員会事務局長	阿部恭二君	たかもりポイントチャンネル課長	東幸祐君
監査委員事務局長	安方含君	農林政策課審議員	古澤要介君

教育委員会審議員	堺 昭 博 君	総務課長補佐	後 藤 一 寛 君
総務課長補佐	岩 下 徹 君	政策推進課長補佐	定 光 貴 史 君
生活環境課長補佐	田 上 浩 尚 君	健康推進課長補佐	丸 山 雄 平 君
住民福祉課長補佐	高 崎 康 誌 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
建設課長補佐	荒 牧 久 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

なお、健康推進課長 馬原恵介君からは、欠席届があつておりますので報告いたしておきます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

今回の質問事項の1つ目は、高森町観光立町推進計画の進捗で、質問の要旨は①町民に対して推進計画の周知徹底は行き届いているか、②先の子ども議会で取り上げられた高森駅周辺の整備、③推進計画策定後の総務省補助事業ソフト面の効果、④推進計画スタート後の途中検証における推進計画見直し等、以上4点について。

また、質問事項の2つ目は、町長政策集より、新しい高森町をつくる6つの条件の③に掲げてある行財政改革を実現するまちづくりの中の①目標2の住民視点に立った行財政経営の実現の各項目の進捗並びに②目標3の組織パフォーマンス最大化の実現の各項目の進捗、最後に③政策集全体の中間検証の時期について、それぞれ質問します。

それでは、早速質問に移ります。高森町観光立町推進計画の進捗ですが、この推進事業に関する経緯を簡単に述べます。平成24年度に町長から担当課に、ぶれない観光施設の整備を行うためには基本計画を策定することが必須であるとの提言があり、平成24年度の国の補正事業、25年度実施分で総務省過疎集落等自立再生緊急対策事業として事業費500万円、平成25年3月、財団法人地方自治研究機構との共同策定、高森町観光立町推進に関する調査研究、同年6月、高森町観光立

町推進基本条例制定、翌26年3月、高森町観光立町推進計画が楽しく暮らす観光まちづくりをサブテーマに策定されました。これが観光立町推進事業に関する経緯ですが、そもそも観光立町に関する周知が行き届いていないのではと思います。なぜなら、住民にそのときそのときの観光地に対しての要望を言われ、議会も説明しているつもりですが、今年は何をするのか、どこまで進んだのかと、分かりやすさが不足しているのだと思い、そのことについて質問させていただきます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。6番 立山議員の一般質問にお答えいたします。

高森町観光立町推進計画、サブタイトル「楽しく暮らす観光まちづくり」ということで、この計画書ですけど、これにつきましては町内外の方の多くの方々に参加していただきまして、ワーキンググループや推進委員として参加していただきまして、平成26年の3月に策定しております。計画の内容につきましては、3章15項目の事項について、イラストや写真を掲載し、簡潔で分かりやすい計画となっております。また、計画書の重要なところを抜粋し、概要版を同時に作成しました。

そして、町民に対する周知については、26年の4月1日付けで全世帯に配布し、周知しております。住民に対する説明が概要版を配布したことにより、住民の方々がよく分かっておられると勝手にこちらで判断しておりまして、推進計画の具体的な説明不足については否めないところであります。概要版を配布した当時の平成26年4月はT P C（たかもりポイントチャンネル）の放送もまだ行われておりませんでした。今では幸いにもテレビを通しての周知が可能となりましたので、早速、本年度の観光施設の取り組み、また観光立町推進計画についてT P Cで説明していきたいというふうに思っております。

また、本年度の具体的な取り組みにつきましては、駅前の空き店舗を借用し、観光案内所と、同時にカフェができる施設を整備します。また、湧水トンネル公園では地元が今まで開設しておられました「水と森」を借り受け、レストランとそのレストランで提供する料理の材料を中心に販売所を28年4月に開設に向け整備し、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

今、課長から答弁ありましたですけれども、毎年、年度当初、住民に対して今年

はこれだ、これでいくんだと分かりやすく説明していただきたいと思います。そして、これも課長答弁にありましたように、幸いにもTPCが開局しておりますので、TPCで年間を通して、しかも定期的に放映すべきだと思っておりますので、よろしく願いしておます。

次に、11月13日に行われた子ども議会で取り上げられました高森駅周辺の整備について質問します。そもそも高森駅前の改修等については、観光立町推進計画書ではどうなっていたのか、また着手年度はいつなのか答弁願います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

高森駅周辺の整備についての質問ですが、推進計画書でどうなっているかということですけど、当該この推進計画では、観光地や観光施設等の整備について、一つ一つについてどのようにするかということはどうもありません。観光地の整備については、大きい区分で競争力の高い選ばれる観光地の形成の中で、既存施設、資源を活用した観光拠点の整備という形で、平成26年度で利活用の検討を行い、平成28年度以降に整備することとなっています。

駅周辺については、高森町にとって重要な観光地であります。先ほど申し上げましたように、観光案内所の設置を皮切りに、順次、整備してまいりたいというふうに考えております。具体的には、南阿蘇鉄道のレールバスやトロック列車を利用して訪れている観光客は、外国人を含み増加傾向にあり、貸切バスの往来も頻繁になっています。しかし、駅前の道路の狭歪により、離合も厳しい状況であります。まず、駅前のSL蒸気機関車の展示場、風鎮祭つくりものの展示場を移動し、利便性を図りたいというふうに考えております。

また、駅に向かって右側のステージ、芝生広場、旧畜産センター跡地、現在駐車場になっておりますけど、それと商工会の建物用地を一体化し、観光客、地元住民が憩える遊び場を編成する検討に入ります。特に商工会の敷地につきましては、町有地ではありますが、町が阿蘇広域行政事務組合に無償貸付を行っており、建物全体については阿蘇広域行政事務組合が商工会との賃貸借契約を締結しております。その期限が29年3月31日までとなっておりますので、その後、整備を行う予定で、28年度中に弾込めを行う予定としております。整備のやり方のイメージとしては、阿蘇市における阿蘇内牧ファミリーパーク「あそびバ」を参考にしたいというふうに思っております。なお、整備年度につきましては、はっきりした時点で、先ほどから申し上げておりますように、TPCを通して住民の周知徹底を図ること

にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、課長の答弁の中に出てきました、駅前のステージと芝生広場の活用ですけれども、今現在、ほとんど活用がなされておられません。これに跡地を一体化し、観光客、地元住民の憩える遊び場を建築する検討に入るとのことでした。そして、あくまでも計画ですけれども、こういう情報も町民の皆さまに向かって大いに分かりやすく広報活動をしていただきたいと思います。また、町民の皆さんと情報を共有できたらいいと思っておりますので、今後、担当課を中心にした諸活動に期待し、必ずや計画から実行に移してほしいと思います。

それと、地元の方々並びに関係者等との協議も必要でありますし、これも答弁の中にありましたように、イメージとして阿蘇市内牧ファミリーパーク「あそびば」との話がありましたが、そのような施設の良いところは真似をしてでもどしどし取り入れてほしいと思います。

それと、高森の玄関口であります高森駅のトイレ改修、これは絶対に必要だと思っておりますが、これは計画にはないのでしょうか。なぜなら、現在、使いにくい、臭い、暗いとよく耳にしますので、どうなっているのでしょうか。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 駅のトイレについてですけど、現在、駅の構内に1カ所、芝生広場に1カ所設置されております。しかし、建設以来30年以上経過しておりますので、老朽化が著しく、臭いも発生しているのは事実であります。芝生広場のトイレにつきましては、先ほど申しましたように、一体的に整備を行う段階で新たに設置を考えてまいります。駅自体につきましては南阿蘇鉄道の建物であるため、駅構内のトイレにつきましては、南阿蘇鉄道と協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 早速、南鉄と協議していただいて、解決していただきたいと思っております。

次に、推進計画策定後の総務省補助事業ソフト面の24年度の繰越事業、事業費500万円、過疎集落等自立再生緊急対策事業、26年度分、過疎集落等自立再生対策事業、事業費800万円、27年度分、過疎集落等ネットワーク圏形成支援事業、事業費1,200万円の効果はどうなっているのか質問いたします。なぜなら、

外部の専門委員さんの頑張りにより、確かに効果が上がっていることですが、そのことを一部の人しか知らないし、イベントを一緒にする人のみしか知らない状況であります。答弁、よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 総務省からの補助事業につきましては、過疎集落の自立再生を中心に、24年度補正事業、これは実質繰越により25年度で行っておりますけど、25年度、26年度、27年度にわたりまして、総額2,500万円の交付金を利用しております。すべて補助対象で2,500万円全額補助となっております。主にソフト事業を中心に事業を行ってまいりました。毎年度、目に見える効果をお伝えしたいというふうに思います。

まず、24年度繰越事業の500万円ですけど、事業主体はツーリズムビジネス研究会員で加工品づくりの専門家を招へいし、売れる特産品づくりを目的に開催し、施設設備、食品表示、成分調整等の基本的なことについて学習し、その成果品としましては、トマトのドレッシング、栗の渋皮煮、ハーブソルト、だんご等の加工食品が誕生いたしました。事業の取り組みにより、参加者同士の異業種異地区での交流が生まれ、個人、団体による新たな加工品づくりへの挑戦する意欲が芽生えたことが最大の効果であります。

続きまして、26年度事業で行いました、これは事業費800万円ですけど、これは事業主体が山と森の暮らし研究会員で、昨年に引き続き加工品の保存や洗浄方法を学び、ビン詰めしたトマトドレッシングやタケノコの水煮加工に向けて、女性を核とした動きが生まれたことが最大の効果であります。

また、居住区間調査事業としまして、山東部、草部、野尻地区ですけど、空き家調査を熊大の建築学科に委託して実施しました結果、124件の空き家の存在が明らかになり、またその中で活用が見込める物件が25件存在することが判明し、今後の活かし方の基礎資料を確保できたというふうに考えております。

続きまして、平成27年度、これは事業費1,200万円ですけど、事業主体は高森町楽しく暮らす研究会で、現在これはまだ進行中ですが、高森集落ネットワーク圏の中心部と山東部の二局地居住という特徴を生かした高森型ネットワーク居住を構築するものです。山東部におきましては、空き家を利用して地域活動の場として再整備します。中心部は空き店舗や駅周辺を整備し、二局地居住の中心地とするものです。先ほども言いましたように、まだ事業の途中ということで、効果まで行き着いておりませんが、山東部と平坦部の将来の計画が作成されることにより、人

口減少に対する早めの対応策が図られ、また空き家バンクの創設ができ、移住・定住への情報発信が可能になると思われます。

最終的に、この3年間の事業はソフト事業が主体でありまして、効果がすぐに現れることは少ないですが、この事業が今後の地方創生につながり、これから活動を担う仮称ですけど、まちづくり会社の活躍につながることを大いに期待するものがあります。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、国からの全額補助2,500万円の各年度の各事業の効果ということについて、課長から答弁がありましたけれども、この効果についても今後大いに町民の皆さまにこういうことかがあったんだということを周知していただきたいと思ひます。

また、この推進計画は8年計画の長きにわたるもので、条例の中にある議会への報告も去ることながら、途中検証がどのような形でなされていくのか分かりにくいので、どうされるのか質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 高森町観光立町推進基本条例の規定では、観光立町の実現に関して講じた施策を観光立町推進会議及び議会に報告することとなっております。また、推進計画の見直し、変更につきましても、推進会議の意見を聞いて議会に報告することとなっております。

平成26年度において、観光に関して講じた施策は、推進会議においては平成27年の3月に、議会においては平成27年の6月議会終了時に報告を行っております。平成27年度においても同じ時期に報告を行うこととしております。

途中検証のやり方につきましては、観光に関する施策を実行した項目を年度ごとにまとめ、事務局より観光推進会議に報告し、意見の聴取を行い、次年度以降の整備の参考にしたいというふうに考えております。計画は、あくまで計画であります。時の流れ、時の変化により、検証見直しはつきものだと思っております。平成27年度に策定した高森町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って見直しを行い、実行を推進会議の意見と併せて図るものとしたというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 時代の変化とともに計画にそぐわない面も出てくると予想され

ますので、今、答弁の中にありましたように、高森町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って見直し並びに実行を図っていただき、このこともTPC等で検証並びに変更等も詳細に分かりやすく説明を繰り返していただきたいと思います。

最後に、観光立町推進計画を踏まえた総括を町長にさせていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 立山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まずは、議員が今回選挙のときの自らの公約として、情報公開の徹底・共有、それと住民と行政の橋渡し役を担うということから、多分質問なされたのかなというふうに思っております。質問の大半が、計画が伝わっていないのではないかとということでございます。確かに私もそう思っております。長く答えを申し上げても仕方がないというふうに思っておりますので、現状を例で例えて申し上げますと、今、甲斐課長が説明した流れの中で、やはり情報の発信と知らせるという姿勢というのが不足しているということは私もそうかなというふうに感じております。たかもりポイントチャンネルの要は活用をしっかりと職員が意識を持って行うということが一つじゃないかなと思います。

例えば今、この総務省の3年間のソフト事業をニュースのお知らせ番組で流しておりますので、見られた方はただのイベントというふうに思われると思います。それが例えば政策推進課からの定期的な発信であるとするならば、観光立町基本計画に基づく、こういう事業でこうでしたという、その行程も含めた上で、今ここまで来ているということを定期的に言えるというふうに、情報発信できるというふうに思っておりますので、来年度からはこのニュースという括りではなくて、各課からの進捗状況、各課からのお知らせということを始めることになっておりますので、その中で随時細かく説明をさせていただきたいというふうに思っております。

観光立町推進計画を踏まえた総括ということで、非常に長い計画であります。8年間ですね。第1期が5年間で、これが平成30年までですか。ですから、今回の私の任期でちょうど基盤整備期が終わるということになるというふうに思います。要は表に見えるのは、第2期それから以降だというふうに考えておりますので、後の時代になって、あのときにこうだったというふうに言われないうるためにも、しっかりソフト事業、そしてハード事業も行ってまいりたいというふうに思っております。

そういう中で、地方創生のこれは先行型も含めまして、仮称であります、まちづくり会社という形で採択を受けましてスタートするわけでございますし、随分そこで幅が出てくるのではないかとというふうに思っております。また、中心となって、

もともと掲げております選択と集中によって、ほかの地域との、自治体との競争から抜け出して、選ばれる観光地高森町ということを目指してまいりたいというふうに思っております。

それと、個々の今の質問の中でありました、高森駅のトイレの改修工事についてお聞かれにされましたが、子ども議会のとときにやはりきれいにしてほしい、駅前を活性化してほしいという要望がございました。当然、議員さんの地元でもありますので、御質問なされることはそうかなというふうに思っておりますが、これは誰しもが考えていることとございます。短期的な目の前のトイレを改修すればいい、造り直せばいいということではなくて、これも一つ考えなければ、どうせまた5年後、10年後にそういう改修の必要性が出てきたり、場所がここで良かったのかなとかいうことがあるというふうに思っておりますので、しっかりそこは計画をもって、子どもたちからの提案にも応えていきたいというふうに思っております。しっかりこの観光立町推進計画をやっていくためには、やはり住民に対しての情報発信、分かりやすさ、それが一番かなというふうに思っておりますので、たかもりポイントチャンネルの活用も新しい形で見出してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、町長に総括をしていただきましたけれども、今後のこの推進計画の進捗を大いに期待するものであります。

次に、2つ目の質問事項に移ります。町長が政策集で掲げておられる新しい高森町をつくる6つの挑戦の中の一つに、行財政改革を実現するまちづくりがあり、目標2、住民視点に立った行政経営の実現の各項目の進捗です。ICTの活用、マイナンバー制度導入等により、デジタルに関し相当な知識、経験をもつ職員が必要だと思えます。10年、20年前より、極端に仕事量も増え、親しみやすい分かりやすい高森町役場の推進ができる陣営なのか質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 立山議員の御質問、2つ目の質問にお答えさせていただきます。

政策集からということとございますが、基本的に現状のスタッフ、陣営で行うというのがまず第1点ではないかなというふうに思っておりますし、十分やっていける、ポテンシャルを持っている職員でございます。その中で議員がおっしゃる仕事量の増加、要は非常にデジタル、パソコンを使った仕事であったり、その部分の

量が増えているということもございますので、そこは考えていかなければいけないということと、人口減少に伴い職員数の問題であったり、いろんなことをやはり考えながらやっていかなければいけません、現状いるスタッフで今の問題は十分対応できているというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） それと、地方創生計画で明らかになった10年後の高森町の人口5,000人を考えたときに、役場職員も人口比率で減少していきます。また、サービスの維持には専門職や組織の編成を方向転換するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10年後の人口減少、これはもう高森町だけの問題ではございません。当然、人口が減らないためにも、こちらに住んでいただく、高森にも魅力を感じていただく、移住・定住をしていただくような施策は打っていかないとはいけませんし、それは多分うちだけではないというふうに思います。これは日本全国の問題だと思いますし、ただ国民同士を単に移住・定住させるということで、そもそも日本の人口自体の問題を、やはり国を挙げて考えていく、私たち国民一人一人が考えていかなければいけないことかなというふうに思います。

その中で、当然、これは住民、例えば100人に対して職員1というような、そういう形の場合が多いわけですが、確かに職員数を減らしていかなければいけない場面になってくるかというふうには思っております。ただ、一方的に専門職をばんばん増やしていけばいいという問題でもないというふうに思っておりますし、そのときその時代に合わせた、それに適応できるような組織編成を、そのときにやはり考えていかなければいけないのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 分かりました。

次に、目標3、組織パフォーマンス最大化の実現です。採用フェーズを見直し、社会人枠試験にして、今年の採用試験結果はどうだったのでしょうか。また、執行部が考える社会人枠、若しくは即戦力とは、どういったことでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 採用フェーズを見直すということを掲げておまして、社会人

枠にして、今年の試験結果ということですが、今年は合格がいなかったということ
でございます。これは結果としてそうであるということですが。

また、執行部が考える社会人枠、即戦力というよりも、私がマニフェストに上げ
ておりますので、私が考える即戦力、社会人枠ということを書かせていただき
たいと思いますが、まず誰しもが納得できるような人材であると。その人材の内容と
いうのは、当然、民間で働かれています方になるわけでございますので、その民間企
業ですら手放したくないような、すべての面においてやはり若い職員さんであつた
り、若しくは中堅の職員さんたちが「うん、なるほどだ」と思えるような、そうい
う経験、そして結果を残せる人だというふうに思っております。

ただ、なかなかそのときそのとき、人が少ないからといって雇うという、社会人
枠を増やしていくと、先ほど言ったように専門職をどんどん入れていけばいいとい
うふうには、私自身は考えておりません。やはりしっかりそのときそのときに、状
況に応じた中でそれは考えていかなければいけないというふうに思っております。
本当にこの社会人枠の採用になりますと、途中で特に30代後半、若しくは40代、
若しくは50代前半で入ってこられる方でございます。一緒になされる職員さんた
ちが納得できる人というのは、1、2年で行政事務ができたりするのは当たり前で
ございます。私はそう思います。やはり自分たちができないこと、「ああ、なるほ
どだな」と思うぐらいに専門的な経験・知識を持たれている方というのが、私は即
戦力ということではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、社会人枠の採用試験の結果が今年はゼロだったというこ
とですけども、この社会人枠ですね、専門職は町単独での試験を断行するべきでは
ないでしょうか。なぜなら、町長の答弁の中にありましたように、できる人材ほど
民間は手放しはしませんし、優秀な民間人は試験を受けた年だけが採用のチャン
スの可能性が高くなります。再度、今年度中に町単独の社会人枠の試験を行うべき
ではと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 6番 立山議員の御質問にお答えをいたします。

本年初めて社会人枠の試験をやりましたが、本年度中に再度実行するとい
うのは、今後の周知なり、期間的にも短いものですから、本年度中の実行は難
しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 本年度中の実行は難しいということなんですけれども、本年度は難しいということで、本年度だけが難しいということで捉えておきたいと思えます。

最後に、町長1期目では、熊本県庁のエースといわれている服部元政策推進課の審議員が中心となり、この政策集を検証されていたと思います。1期目、多分私が質問したときには、84項目に細分化され、実行できた、時代にそぐわないもの、未だ実行中ということで、いろいろ区別されて答弁された記憶がございますけれども、この服部元審議員が中心となり検証されておりました。来年の終わりの時期での中間検証となれば、今後誰か中心となる人材が、この検証の人材がいるのか質問いたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼いたします。

議員おっしゃいますように、服部審議員は熊本県のエースといわれる方でございますので、服部審議員を対象にされるならば、そのような人間は現在おりません。以前の検証は、私ども各課で検証したものを集約して、服部審議員がまとめられたものでございます。ですから、この手法がそれでよろしいのかどうかというのは、やはりこの時点では検討が必要かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） この検証に対して、私の要望といいますか、考えなんですけれども、役場の職員でも今、総務課長が申し上げられましたような、そういうシステムで構いませんけれども、その反対で、反対といいますか、厳しく、しかも客観的に検証ができる外部検証の委託等も考えるべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 立山議員の御質問にお答えします。

まず、うちの職員で十分担当ができます。それが1点でございます。総務課長が答えたとおりでございます。ただ、手前味噌にならないように、客観的に外部のそういう団体であったり、大学の先生であったり、いろんな方に入っていて、検証するというのも一つの手段ではないかなというふうに思っておりますが、服部

さんがいらっしゃったときから、随分職員もレベルアップしておりますので、対応は十分に可能ということです。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） これをもちまして、高森町観光立町推進計画の進捗と町長政策集より行財政を実現するまちづくりの質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君の質問を終わります。

3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

早速ではありますが、通告いたしておりました本町の表彰条例とその運用について質問をいたします。

町長は、5年前の町長就任以来、まちづくりは人づくりであると、よく話をされておられます。また、その話を裏付けるように、職員にはたくさんの研修や会合への参加機会、国・県との職員交流や出向等を通じ、町民の負託に応える職員像を目指しておられます。町民に対しては、各種行事への参加をはじめ、町民自らの発想で展開するまちづくりも大きな期待感をもっておられるのではないかと感じております。そして、その最大の取り組みとしては、現在、教育部門で取り組まれている高森町新教育プランではないでしょうか。この高森町新教育プランの基本理念にあります21世紀を生きぬく高森の人材育成と国際化、情報化、少子化への対応、さらに加速、新たな時代に求められる人材育成として、人間力と社会力を兼ね備えた子どもたちの育成に努めておられます。これらの取り組みは、今後の高森町に必要なことであり、これからの高森町のまちづくりに大きな期待感をもたせる取り組みと感じております。

しかし、考えてみますと、現在の高森町が長い間、単独町村として存続する影に、忘れてならないのが多くの先人たちや先輩方の存在であります。このことは私が申すまでもなく、先人たちや先輩方の頑張りで今日の高森町があるともいえます。私たちはこの方々から指導や助言、叱咤激励を受け仕事をしてきた感があります。また、あるときは親の背中を見るように、その方々の真似をして成長してきたようにも感じております。そんな方々が本町にはたくさんおられますが、その功績に関してはあまり表彰等が行われたとの話を聞いていない状況であります。

そこで、本町の表彰規定を調べてみますと、昭和62年3月に制定された高森町名誉町民条例と、平成11年9月に制定された高森町表彰条例がございました。条

例の設置目的を読んできましたが、高森町名誉町民条例の目的は、「本町の産業、教育、行政、社会、文化の向上・発展に関し、功績卓越な者に対してその功績を称える。」となっております。また、高森町表彰条例では、「本町の政治、経済、文化、社会、その他各般にわたって町振興に寄与し、または衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、」となっております。この2つの目的の違いがあまり区別できずに私はいます。

そこで、まず高森町名誉町民条例とはどんな条例なのか、また高森町表彰条例とはどんな条例なのかお答えください。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 3番 後藤議員の御質問にお答えをいたします。

確かに、名誉町民条例、それから表彰条例につきましては、なかなか区別が難しい部分がございますけれども、名誉町民条例につきましては、昭和62年の制定でございますので、本町の30周年記念が行われる年ではなかったかと思えます。名誉町民につきましては、もちろん町民も含まれますが、広く対外的に高森町が、文字どおり名誉とする方を表彰するものであるというふうに考えております。

それから、表彰条例にうたいます対象者につきましては、これまでの高森町が続いてきましたことについて、さまざまな功績があった方が対象になれるものというふうに私は解釈をいたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 自席から失礼いたします。

詳しくお答えいただき、ありがとうございました。何となく理解できましたけれども、ところで高森町名誉町民条例により、これまでに名誉町民となられた方はお出でなのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼いたします。

今回、いろいろ調べさせていただきましたけれども、名誉町民の対象者はなかったというふうに調査をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいまの答弁で、現在までその対象はいないとのことですが、では高森町表彰条例で表彰された方はお出ででしょうか。この表彰条例の

中で同条例の功績表彰第3条第4項の町職員の表彰は除外したいと思いますので、それ以外でどれぐらいの方が高森町表彰条例に該当されたのかお答えください。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） これまで表彰条例に基づいた表彰は40周年の記念行事の折に65名、それから50周年の折に28名の方が表彰をされております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいまの答弁で、これまでたくさんの方が表彰されてきたということではありますが、その方々の中に高森町名誉町民条例に該当する方はおられなかったのか、再度よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 名誉町民に該当するかどうかという判断でございますけれども、この被表彰につきましては、表彰条例に基づいて議員の経験年数であったり、各種委員の経歴ということで功労表彰を受けた方がほとんどでございます、善行表彰ということで2名表彰がされております。1名は長く連合婦人会の会長をなされました方と、もう1名は公益のために100万円以上の金品を寄附されたということで、1つの企業の社長さんが表彰をされたということで、名誉町民という表彰はあっていないようでございます。また、該当はしていないようでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） これまでにそういう方はお出ででなかったということですが、私といたしましては、今後そのような方が現れることを楽しみにしたいというふうに思っております。

先ほど高森町表彰条例で表彰された方がたくさんお出でとのことでありますが、すべての対象者の方が表彰されていたかといいますと、一部では私もという方もいらっしゃるというふうに聞いたことがございます。せっかく町のほうには表彰条例として制定されているものでありますから、できますなら毎年度調査をされ、表彰を行うシステム化につなげていただければというふうに思っているところでもあります。この表彰というのは、やはりこれまで頑張ってきた方に対する、一つの敬意を表す大切なものとも私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、今回の一般質問で表彰条例とその運用を質問事項とした理由の一つとして、

元役場勤務であった方の退職後の功労に対し、何とかその労に報いたいとの思いから質問を行ったものでもあります。この方は皆さんも御存じの方で、現在の安定した水道水の供給を確保された方であります。役場時代は水道一筋で、雨の降りしきる中、また雪のちらつく中、そして昼夜を問わず、断水対応や修理・修繕等に努められた方であります。また、旧国鉄が高森～高千穂間のトンネル工事で発生した出水対応でも献身的に対処され、現在の湧水トンネル水源を造られた方でもあります。役場退職後も、長年にわたって配水池の草刈りや水道管布設替工事での立ち会い、さらに本町全域の水道管の管路図を作成するなど、水道水の普及活動に努めてこられました。私としては、現在の高森町簡易水道の神、そういった存在である方とっております。私個人としては、この人こそ名誉町民に値する方とも思っております。

また、老人会や婦人会の組織化が減少する中、御自身の健康維持はもとより、会員相互間の親睦と融和を大切に、その活動の中心となっておられる方もたくさんおられます。また、駐在員として7年、公務の補助として地域を引っ張ってこられた方、まだまだたくさんの方がお出でと思います。国では春と秋に表彰されるシステムがありますが、本町でも毎年度調査をされ、表彰を行うシステム化が必要であると考えます。是非、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 後藤議員の御質問にお答えをいたします。

今、私は初めて議員から、そういう大先輩が役場の職員さんにもいらっしゃったんだなと思いました。まずは、先輩たちのお陰で今の自分たちがあるという議員の考えには賛同いたします。ですから、私もまっすぐぶれずに、次の世代にもしっかりと橋渡しができる、そしてそのことが誇れ高森町になるということを一步一步やっていくというのが私の先輩たちに対して感謝の一つの姿勢だということを、まずは述べさせていただきたい。また、その中で議員が、議員の選挙のとき公約なされております今までの経験をしっかり生かして、町民の声を聞いて、新しい形づくりに活かすと言われておりますので、そのことも同じことではないかというふうに思います。

そういう中で、平成11年に表彰のこの条例が出来ておりますし、当然、議員さんはこの条例も現職でいらっしゃった頃ですので、十分知っておられるし、また名誉町民条例も知っておられるというふうに思っております。そういう中で、国はその季節ごとに年2回やっている、またほかの自治体でもやっているところもあるで

しょうと、私も思います。ただ1点、この先ほど申し上げられました職員さんのこの表彰条例、これを見ますと25年以上在職しと、誠実勤勉に職務に精励したものとなっておりますが、25年の在職で表彰をそもそも受けられます、職員さんは。それが1点でございます。その上でさらに違う形での表彰も考えるとするならば、昔のように誰かが言ったからその人というようなことを思われないうえにも、例えばこれから導入が始まる人事評価制度であったり、仕事の制度であったり、そういう中身の制度の構築をしっかりと、そこの中で評価をしていくということが、やはり議員さんがこの方を評価される、ほかの人はもしかするとそう思わない人もいるかも知れませんが、そういうシステムが必要ではないかというふうに思っております。

もう一つが、これから、今現在一つだけ議員さんが職員さん時代、公務員さん時代と違うことがあるのは、ダイヤモンド婚、金婚式を見て理解をされると思いますが、やっぱりそのときそのときの映像を今は残して、そしてその子どもさんであったり、お孫さんであったり、若しくは後輩の方がやはりそれを後になって見れるような、そういう技術が今ありますし、またそれを見るツールとしてたかもりポイントチャンネルもございます。やはりそこで私は何らかの形で、元気なうちに、そういう元気なお姿を、先輩方の姿を残していく、それが表彰なのか、何かの式なのかということは、それは横に置きましても、それというのは必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

大変な作業となるとは思いますけれども、是非、表彰条例の目的とその運用に努めていただきたいというふうに思います。

さて、年が明ければ、1年後、平成29年度は高森町合併60周年となりますが、今の段階で、ちょっと早いかも知れませんが、記念行事等の考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、10年前、手元にも資料をいただきましたが、平成19年度高森町合併50周年の年でありましたが、当時、私は役場職員であり、野尻出張所に勤務していた関係から、この50周年記念行事が行われた記憶がありません。職員の中でも話をしますと、何人かおられるというふうに聞きましたけれども、50周年記念行事、この資料をいただきましたけれども、あえて当時はどうに行われたのか。それ

から、60周年を今後どういう形でしたいという考えがあるのか、併せて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 高森町合併50周年記念式典についての御質問ですけれども、平成19年11月14日に高森中学校体育館で開催をされております。当時はここにいらっしゃいます岩下健治さんが総務課長として、この記念式典を挙行されたと思います。振り返りますと、30周年、40周年というのは、こういう冊子を印刷をしてお祝いをしたいと、皆さんに広報してまいったようでございます。ちょうど平成19年と申しますと、三位一体改革で財政上も厳しかったものですから、こういう冊子を改めての製作はなされなかったというふうに思います。その中で来賓、県知事、県議会議員はじめ、町内外から125名の方を集めて式典が開催されております。記念講演といたしましては、当時の熊本市長の幸山政史様がお出でになって記念講演をなされております。その中で、先ほど功労者表彰も申し上げましたけれども、当時の前町長 今村博信様ほか、全部で28名の方が表彰をされていたところなんです。今、後藤議員には、広報の写しを置かせていただきましたけれども、見開きで1面、2面でこういう内容の周知がされておりました。これが50周年記念の概要のコピーになります。

さて、60周年記念につきましてですけれども、ちょうど昭和30年に高森町、それから色見村、草部村が合併いたしましたして、昭和32年に野尻村が編入合併をいたしました。これは8月のことですが、個人的なことですけれども、私は32年の11月生まれでございますので、高森町生まれの人間でございます。ですから、私たちの同級生は野尻村出身と高森町出身がいるということでございます。長く考えてみますと、やはり合併50周年記念というのは、大きな区切りではなかったかと思えます。その間にちょうど平成の大合併がございまして、高森町は当時単独町村を選んで、結果的に合併をせずにまいりましたけれども、この大きな一つの区切りを過ぎましたので、では今後60年、70年やっていくのかどうか、これは皆さまの御意見も拝聴しながら決定をすべきことかなというふうに思っております。ですから、いろんな形で高森町の歴史につきましては、去年から配布をいたしました「高森の心」などで高森町の成り立ちであったり、いろんな功績のあった方をお知らせをしておりましたので、今後もそういった形で高森町はどうなのかということをお知らせをしていくことで変えていければというふうに考えているところです。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ありがとうございます。

この60周年という機に関して、私も昭和30年生まれで、今総務課長が言われた32年の前の高森、色見、草部の合併のときの生まれであります。そういう関係で今年が60周年かなと私は思っていたんですが、今言われましたように、2年後に野尻村が編入合併されて、それからが町の始まりということで、2年後が60周年になるということで、非常に期待をしているところですが、考えてみますと、この50周年は平成19年ですから、もし他の町村と合併をしていけば、50周年はなかったということになると思うんです。隣村では、今年が何か10周年記念をされたという話も聞きますから、そういう意味からすると、今、原点を考えると50周年は高森町はなかった。それが単独でいくことによって50周年もあったとなれば、現在も単独でいっておりますので、やはり60周年というのは非常に記念すべき年になるのではないかとということで質問させていただいておるわけでございますが、町民の一人として、高森町は年を数え、このことはいろいろな思い出を重ねてきた証であり、生きていた証でもあります。現在、先ほど町長のほうから答弁いただきましたけれども、TPC（たかもりポイントチャンネル）も開局していることから、この60周年記念行事に向けた特番等も考え方によってはできるのではないかと、今までの歴史を流すとか、そういうことをやはり60周年に向けて、ポイントチャンネルを使うこともできるんじゃないかなと、私は思っておりますし、なおかつ、また60周年で記念行事を行うということになれば、表彰される方もたくさんお出でになるかも知れません。そういった方々のインタビュー企画等も考えてみてはどうかかと、私なりに考えているところでございます。そういったことで、現在のTPCをやはり町民に親しみやすい番組にするための努力も、この60周年は絶好のチャンスではないかなというふうに考えております。再度になりますが、町長のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

まずは、60周年をあと2年で迎えるということで、たいへん私たちが生まれる前の頃から、やはり本当に合併した村の方たちが一緒になってつくっていただいたんだと、今お話を聞きながら思っております。その中で、先ほど総務課長がお答えしたことも、私は決して間違っていないし、50年というのは一つのしっかりした区切りで、じゃあ毎年毎年ずっとやっていくのかと、いろんなこともあると思

います。その中で、私も総務課長のお話に賛同いたしますが、やはり執行部だけでこれを決めるのではなくて、議会の住民の代表であります議員の皆さまと、やはり何らかの形でしっかりしたオープンなところでこういう話をちゃんとしていって、まだ準備期間も十分ございますので、その中でよしやるぞと決まれば、やるべきではないかというふうに思いますし、その中で違う方法で60周年をやるうということであれば、私はそれでいいのではないかというふうに思います。

また、ポイントチャンネルで、この今までの高森町の歴史、今も流してきておりますが、これを一つの企画の番組として作るということは、私は非常に良いことだというふうに思います。そういう過去の映像が、例えば御家庭で持っていらっしゃる方であったり、写真であったり、あれば是非とも御協力をいただいて、たかもりポイントチャンネルの一つの目玉としてできるのではないかと思います。これは現場を預かられている東局長の手腕もあると思いますし、お考えもあると思いますし、職員さんの考えもあるというふうに思いますので、議員さんからの提案ということ肝に銘じたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 町長には1期4年間で観光立町を実現するためのまちづくりとして、観光立町推進基本条例をはじめ、情報化の基盤づくり、行財政改革、地域産業、教育、健康と、あらゆる分野でのまちづくりを見据えた取り組みを推進されてきておられます。私たち議員も、そして町民の皆さまにも、まちづくりに大いに参画していきたい、また参画していただきたいと思っております。

最後に、高森町合併60周年を前に、改めて高森町の歴史を振り返り、先人たちや先輩方の功績に敬意と感謝を申し上げますとともに、今後の高森町の新たな歴史づくりにも、私も積極的に挑戦していきたいと思っております。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番 牛嶋津世志君。

○1 番（牛嶋津世志君） 1 番 牛嶋でございます。質問をさせていただきます。

高森町が観光立町を掲げる中で、現高森町朋遊館の有効活用について、今まで先輩議員からもいろいろ質問があったかと思いますが、どのような対処をされてきたか。まず、高森町朋遊館、高森町のホームページに紹介・掲載されていないが、どうということなのかと。

次に、高森町の朋遊館の用途は、今 3 つの用途で許可をいただいておりますが、主要用途の用途変更等を行うことによって、一般にももっと開放できるんじゃないかということが一つございます。

次に、町発注工事の設計委託等がございますが、現在、既存の建築物の中で雨漏り等が非常に多い建築物がございます。これらの問題は設計の段階でもう少し見直すことができると回避ができるんじゃないかということが一つ。

続きまして、そういうことに関連いたしまして、現場経験者とか建築士あたりの意見を求めることも必要ではないかということが一つ。

最後に、土木工事でも隠蔽、隠れた部分なんかを住民の方から意見を求めるとか、そういうことも必要ではないかというようなことを感じておりますので、その中でまず第 1 に質問いたします。

平成 10 年 10 月に着工、翌 11 年 1 月に落成した高原・森林・文化対策拠点施設、これが平成 17 年 12 月 19 日の高森町朋遊館条例の施行により、高森町の管理指定建築物になったと理解します。高森町朋遊館条例第 1 条、「高森町住民の健康の増進、福祉の向上に寄与するとともに、地域の魅力・特性を活かしつつ、地域住民と都市等との交流を図り、地域振興に資するため、高森町朋遊館を設置する」とあれば、高森町のホームページに朋遊館の紹介がございません。高森町の施設または観光案内を調べたところでも紹介はされていません。これはどういう理由で紹介されていないのか伺います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 1 番 牛嶋議員の御質問にお答えをいたします。

高森町朋遊館は、そもそも高森町の「高原・森林・文化村構想」というものが元

になって建てられた建物でございます。この中では議員御指摘のとおり、地域住民と都市等の交流という部分もございました。この構想をまとめる中で、地元野尻地区の活性化委員会というものが設立されまして、いろんな内容について、当時の野尻地区全体の良いところ、悪いところというものを洗い出しまして、ではどういう建物、施設があったら活性化できるかということで、大まかにはそういうことで朋遊館が建設されたということがございます。この地域住民と都市との交流という部分に絞りますと、例えば人が来れば食べ物も提供しないといけないという部分もございまして、それもどういう形でやっていくかということも盛り込んであったんですけども、実際施設が出来た段階では、なかなかそれを賄うことができない状況になっていったということで、この部分については地元で受け皿をつくるということが実現しなかったという経緯がございまして、ですから、今これをしないかどうかということではなくて、できていないというのが現状でございます。

そういう中で、高森町のホームページに朋遊館が掲載されていないということにつきましては、これはもう議員から御指摘のとおり、そのままの状態でございますし、漏れているというのが現状でございます、私のほうからお詫びを申し上げたいというふうに思います。ただ、朋遊館の前に旧野尻林業センター、後で野尻総合センターというふうに名前を変えましたけれども、これがございまして、これにつきましては今のホームページの中の総合センターという括りの中にあっただけですけども、野尻の総合センターにつきましては処分をいたしました関係で、その部分から抜けております。条例に基づきまして、朋遊館の使用につきましては、内外に区別をしているわけではございませんので、これは早速ホームページのほうに掲載をしなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 今後されるということですので、ちょっと期待をして、早速、高森町ホームページまたは観光施設内で案内をされることを希望いたします。

続きまして、その朋遊館に関して、朋遊館の建築が行われた時点での確認申請ということが記載がございまして、確認申請に記載された用途は、3つの用途で許可をいただいております。集会場、事務所、一般公衆浴場で申請がしてあります。建築基準法の第87条の用途変更の準用が可能かと思われまして、また、補助事業的確法の用途変更でも可能ではないかと思われまして、そこらあたりを検討されて、集会場が約663㎡、事務所117㎡、公衆浴場が295㎡の用途で使われておりま

す。この集会場の663㎡だけを、仮に簡易宿泊所に用途変更をしたとします。これによって、スポーツクラブ等の合宿が可能になり、周辺施設の利用もできることになるかと思えます。また、元職員住宅もまだ建ったままでございます。このあたりの施設も利用が可能かと思われま。また、周りの施設として、高森東小中学校までは約3.1km、車で約5分、また尾下体育館までは距離で約5.5km、車で約9分で行けます。最後の裏の野尻中学校の跡のグラウンドに関しては、徒歩で1分で行ける距離であります。このあたりの施設の利用も勘案して、あらゆる方法で試行して町施設の有効利用をし、また地区の活性に利用できるものに掘り起こしができないかということ伺いたいと思えます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼をいたします。

朋遊館につきましては、地域の皆さまと話し合いをしながら建設に至ったという経緯もございまして、少なからず住民の皆さまの意向も反映をしていかなければならないというふうに考えております。そういう中では、近頃になって、また改めて野尻地域の活性化について協議をされるという団体が発足するというお話も伺っておりますので、そちらのほうとの協議もしていかなければならないというふうに思えます。

また、簡易宿泊所ということでございますけれども、許可だけをいただいても、なかなか難しい部分もございまして、そういう対応できる施設にしていくためにも、検討が必要かというふうに考えております。

また、近くの教員住宅等ですけれども、教育財産のままでは簡単には使用ができませんので、これらの対応も考えていかなければならないという課題があるということで御承知おきをいただきたいと思います。ただ、こういう御提案をいただいて、遊休ということはございませんけれども、有効な施設の利活用、これは当然図っていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 有効に使っていかなければならないということですが、今まで何か手当をされたのかをちょっと伺いたいです。もう17年経っておりますが、地元の人たちがただ温泉を利用する、役場が出張所を出している。その他一般集会場として使われていますが、年に数えるほどです。月1回から2回、その他はほとんど遊休で、遊んでいるという状況でございまして、今後はもう少し踏み込んだ

計画なりをしていただきたいと思います。どうでしょうか、よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 先ほど申しましたように、町内の各総合センターにつきましては、地域とのつながりの部分もございますので、その部分もクリアしながらやっていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 今後、また議会のほうともいろいろ協議して進めていただきたいと思います。

続きまして、既存の建築物、高森町管理の施設でございますが、毎年毎年、雨漏りの修繕等に予算が上げられておりますが、この工事にいたしましてちょっとお尋ねをいたします。町発注工事のほとんどは設計会社に委託され、設計、入札、工事の流れで行われておりますが、今まで建てられた施設で雨漏りがする施設が多いというのはどうしてか、行政の中で協議されたことがあるのか。以前の議会の中でも協議されたことはあるのか不明ではございますが、いくつか問題点が重なった結果と思われまふ。その中の一つに、昭和63年に始まった熊本アートポリス事業という事業がございます。この影響があるかとも思われまふ。この事業は細川知事の時代に始まったもので、デザイン重視の建築物が多く、県下各地の施設でも雨漏りの話をよく聞いておりました。高森町の施設も同様ではないかと思われまふ。現在は住宅の品質管理に関する法律、平成11年の法律第81号で、それと法律施行令の平成12月施行令第64号により、瑕疵の補修または損害賠償の行うことのできる期間を10年とする法律ができました。この法律はあくまで受注業者の瑕疵担保であり、業務委託された設計業者には何の瑕疵も責任も問われておりません。高森町の業務委託契約書にも、瑕疵の項目はございません。受注業者は、業務委託され、設計した行政の指示の下、工事を進めていく現場で、完全な形で工事を進めていくが、雨漏りなどすることもございます。設計ミスとは言いませんが、難しい形態の状況の中、防水など治めるのは限度があり、業務委託をする町としては指示等をされているのか伺いたい。お願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 1番 牛嶋議員の質問にお答えいたします。

今まで建設された施設で、雨漏りが多いという御指摘でございますけれども、施

設管理に関しましては、建設課が全部把握しておるものではありませんが、各担当課で管理しておりますけれども、施設の雨漏りの原因については、ほとんどが老朽化に伴う経年劣化によるものと、それが多いものと思われ、過去に雨漏り等が発生して疑義が生じた場合は、その都度協議され、検討され、対応・対策を行ってまいりました。また、議会でも協議については何らかの形で各種委員会等で協議されてきたものだと思っております。

建設課所管の施設では、町営住宅がございすけれども、老朽化による雨漏りが一番の原因と思われす。当時の設計が不十分でミスがあったとか、そういうことは現時点では言えないかとは思っておりますが、また先ほど議員がおっしゃいました熊本アートポリス事業につきましては、物の豊かさだけでなく、心の豊かさを求める時代となりまして、単に機能性のみ追求から、デザインにも配慮した建築物が社会的に求められるようになったということでございます。人々のデザインに対する関心を高めるために、地方の主体性と創意工夫により、建築物の文化の向上を図る地域活性化を目的としたという事業とはなっておりましたけれども、今年度の8月末現在で熊本県が把握しております参加プロジェクト一覧では、92施設がありまして、高森町の該当施設はございません。

本町の公共施設につきましては、デザイン重視ばかりでなく、耐久性や利便性等を重視した施設建築に努めておりまして、特に屋根やら屋上部に関しましては、昔ながらの合掌造りを推奨するなど、基本とした設計を考えておりまして、また防水あたりも特別仕様書あたりで指示をして、ちゃんとしているところでございます。

また、一般的に雨漏り等の瑕疵担保責任につきましては、施工に関しての担保であり、設計事務所が共同責任を負うなどの特殊な契約形態がない限り、また法律上、設計事務所だけに責任を問うのはなかなか困難であると思われす。ただし、図面に不備があり損害が生じた場合や、その図面の瑕疵について、管理等に大きな怠慢やミスがあった場合、また管理が適正に行われずに、それによって施工ミスが発生した場合などは、賠償責任問題に発展することはありますけれども、施工業者が設計図どおりに施工したとしても、専門家として設計図どおりに施工すれば、通常瑕疵が生じるという認識ができる場合など、逆にその責任を問われることもあり、いろんなケースがあつて、たいへん難しい問題と思っております。

議員が御指摘がありましたように、現在の本町の設計業務委託契約書には瑕疵責任の条文はございませんが、今まで疑義等の解決等の条文で、委託者と受託者で協議し、解決されてきたのではないかと思っております。

それと、参考までに熊本県土木部建築住宅局住宅課が把握しております情報では、県の発注した建築事業におきまして、設計による瑕疵が認められた事案は、現在のところないということで、また県内の市町村からも報告事案はあっていないということでした。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。ありがとうございます。

建設課担当だけでなく、各課担当で建物等の建設が行われているということで、なかなか建設課だけに問題を提起するのも難しいことでございます。各課で横軸連携をもって、速やかな検討をされて、今後また雨漏り等の事例が起きないようにお願いしたいと思います。

続きまして、また設計に関してですが、設計プランが出来た時点で現場単位の経験者とか建築士などの有資格者などを招致いたしまして、形状とか不安な点はないかとか、そういう意見を求めることも行政としてできないかということが一つと、これは設計業務委託は設計業務そこらあたりで設計業者あたりに瑕疵を求めるというか、そのあたりを必要じゃないかということも考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

議員がおっしゃいましたように、専門家といいますか、設計業者等の経験者の意見、助言をいただくことはたいへん重要と考えておりまして、建設課では近年、施設関係の建築関係の工事は発注しておりませんが、他の課局が発注しました教育施設や福祉施設の建設工事等の大規模工事の建設の現場管理につきましては、当然設計管理業務委託の予算を組みまして、専門家に現場管理を委任した上で発注者、施工業者の三者等で管理業務委託、随時にまた定期的に工程会議等を協議しながら建設を進めておりますのが現状でございます。

御承知のとおり、役場内には建設課にも建築関係の専門家は現在おりませんが、成果品として出来上がった設計書の詳細のチェック等にも限界があるものと思いますので、将来的には状況に応じまして、建築関係の人材育成も考慮しながら、提案のチェック機関を設けるなど、検討する必要が生じてくるのではないかというふうに思っております。

また、設計業者さんも施工業者さんも品質確保のため、建築のために責任をもつ

て仕事をしていただいておりますが、議員さんがおっしゃいましたように、今後、設計業務委託契約書にその条文がございませんので、瑕疵担保の記載などの見直しにつきましては、また契約担当課であります総務課をはじめ、各施設担当課で協議を重ね、国や県の契約書等も参考にしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋でございます。

今後の課題にしていただきたいと思っております。なかなか業務委託等もございまして、一概にいけないかと思っておりますが、難しい点も議会のほうもなるべく協力していけるようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、土木工事等の設計でも度々設計変更等の話が出ておりますが、この地域住民などに過去の状況を把握するとか、そのあたりで地元の地権者の方にどういう状況であったとか、そこらへんをもう少し詳細に設計する時点で打ち合わせ等をされて設計をされると、設計変更が減っていくのではないかということが考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

土木工事関係での設計変更の減少に努めたらというような質問でございますが、議員がおっしゃいますように、工事内容及び現場によりましては、当然今までも地域住民の情報提供をお願いする場合がございます。また、そういう情報を収集しております。例えば、コンクリートの上にアスファルト舗装をしているとか、その地域に岩が多いとか、また湧水が発生するなどといった情報により、ある程度の設計の想定はできますが、先ほど議員がおっしゃいますように、隠れた部分ですね、見えない部分、つまり土中の地質やコンクリート構造物の見えない部分の構造形態や、情報がありましても地元でコンクリートの舗装の厚さまで知っている方は限られてきますし、また産業廃棄物につきましては、マニフェスト伝票より正確な産廃量が計上されるなど、設計段階の正確な数量の把握には限界があると思っております。しかし、議員さんから助言いただきましたように、今後ともできる限り、地域住民の方や地権者等の情報を収集しまして、変更設計がなるべくないよう注意し、業務を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。ありがとうございます。

いろいろ難しい点があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、先ほど申しました観光ホームページ等の件と、業務委託契約書の変更と、このあたりを町長の意見としてどういふふうにお考えか一言お願ひいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まず、牛嶋議員の御質問にお答えをさせていただく前に、まずはホームページの記載ミスに関しましては、私の責任でございますので、しっかり対応させていただきたいと思ひます。要因といたしましては、縦割りの中で、朋遊館は総務課、観光は政策推進、ホームページはたかもりポイントチャンネルというような形になっておりまして、ホームページのみを前提に扱う職員がいれば、そういうことはないかというふうに思ひますが、基本的にはすべての情報に関しては、最終責任は私にございますので、即やり直させていただきたいというふうに思ひます。

2点目の朋遊館のこの用途変更については、総務課長が基本的なことは答弁したとおりでございます。当然、有効に施設を使わなければいけません。現在、1点だけ総務課長の答弁に私が補足をさせていただくとするならば、やはりこれだけ高齢化が進む中で、分かりやすい避難場所としての活用というのは、現在、朋遊館としてはしっかり動いているということは述べさせていただきたいと思ひます。その中で、地域の実情に合った転用ができれば、当然行っていくと。これは朋遊館だけではございません。実は出張所も同じであります。私はこの朋遊館、それと出張所に関しては、同じパッケージの中で考えていくべきものではないかというふうに思っております。高齢化率が津留1区は65%、津留2区、野尻1・2区ももう50%以上をゆうに超えておりますので、これはもう当然、利用される方の人数と機会が減ってきているということですから、より有効に利用していただくためにも、地域の実情に合った転用ができるような方向にもっていかなければいけないというふうに思っております。2期目での先送りはいたしません。しっかり答えを出させていただきたい、また議会からの、住民の代表であられる議員さんのお話を聞いた上で、素直に正直に協議をいたしまして、そして住民に伝えてまいりたいというふうに思っております。

最後の公共事業のこの建築工事と設計業務委託、土木の件にも御提案をいただきました。そもそもこれから例えば建築物を建てる機会がどのぐらいあるかというこ

とを考えると、現時点で土木の専門員は皆さんの御理解・御協力をいただいて、新しい職員が民間から優秀な職員が入ってきております。建築のそういう専門家についても、当然どんどん建物を建てていく時代であれば必要かと思いますが、一方では今後はやはり民間企業のPFI方式であったり、そういう違う形の公共建築も行われていくのが、これはもう常でございますので、そういう中でそのときそのとき必要であれば、逆にそのときに専門の方に外部評価委員で入っていただくとか、そういう形をとるのも一つかなというふうに思っております。すべての建物に対しては、議員の御提案のとおり、予防保全の考え方を導入するべきだというふうに思っております。それはなぜかと申しますと、老朽化対策費用がこれからはもう右肩上がりで山のように増えてくるのは分かっておりますので、これを平準化、まっすぐするためには、そもそも最初の段階で予防保全の考え方を導入した建物をしっかり造っていく、また改修をしていくというのが私の役目ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） ありがとうございます。

なかなか縦割り行政の中で、いろいろ難しい点がございますが、先ほど申し上げましたように、横軸をとってスムーズに進んでいくことを希望しております。

また、朋遊館あたり、また温泉館あたりも何度か質問を上げておりますが、我々もいろいろ良い方向に持っていくように検討しておきたいと思っております。

今後、町工事及び町の観光がスムーズに進んでいくことを希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） しばらく休憩したいと思います。午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

4番 興梶壽一君。

○4番（興梶壽一君） 皆さん、こんにちは。4番 興梶です。

現在、高森町におきましては、国の施策、地方創生によりまして、高森まち・ひと・しごと創生早期ビジョンの策定中でございますけれども、その資料によりまして、高森町の人口は先ほどお話がありましたように、10年後は5,000人、45年後には高森町の人口は3,000人を下回るというような予測がされております。こういった現状を教育現場に置き換えをしますと、現在の小中学校4校が45年後にはどうなっているのかと、本当に考えさせられます。生徒数の増加が見込めない現状で、将来に向けてどのような教育体制が現在取られているのかをお伺いをしたいと思います。

今年の3月定例議会におきましては、芹口議員のほうから、東小中学校の現状、また存続について質問があり、ダブる点もあろうかと思いますが、私のほうでは現在どのような取り組みがなされているのか具体的に質問をさせていただきたいと思っております。御了承をお願いいたします。

本年度の高森町新教育プラン（第2次）において、コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育及びふるさと教育を重点施策としておられます。その中の一つ、小中一貫教育において、2020年、平成30年から英語が小学校の教科として導入されることから、文部科学省委託事業として英語教育強化地域拠点事業が正式に指定されました。具体的にはどのような事業なのかを、まずお伺いをしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 教育委員会審議員 堺昭博君。

○教育委員会審議員（堺 昭博君） 4番 興梶議員の御質問、英語教育強化地域拠点事業についてお答えいたします。

議員の皆さまには、お手元に資料が配付されているかと思っておりますので、こちらを御覧ください。

本事業は、平成26年度より4年計画で行われている文部科学省の英語教育強化事業の一つです。小中高等学校を含む地域を強化拠点として指定し、事業を推進しています。熊本県教育委員会は、本年度、文科省より委託を受け、高森町を熊本県下唯一の英語教育教科拠点地域として指定しています。すなわち本町は熊本県教育委員会で採択を受け、町内4つの小中学校と県立高森高等学校を研究開発学校として3年間で本事業に取り組みます。図では、この部分です。

その趣旨として、上のほうの青い部分に記入がしてありますけれども、簡単にま

とめて3点ありまして、その3点を実証資料としているところを文科省は目的としています。まず1つ目は、小学校における英語教育実施年齢の早期化、教科化、指導体制のあり方です。2つ目は、小学校から中学校、中学校から高等学校への円滑な移行のための方策です。3つ目は、中学校、高等学校における英語教育の目的・内容の高度化、小学校、中学校、高等学校における英語教育に関する教育課程の改善等です。高森町内の小中学校及び高森高等学校は、文部科学省、熊本県教育委員会が大学等の支援体制を背景に、コース取り組みを推進してまいります。つまり、高森町内の小中高校は、すべて文部科学省の研究開発学校に指定され、我が国の今後の英語教育強化のさきがけとしての役割を果たすこととなります。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 今や英語は世界の共通語となりつつあります。そして、この英語を世界に広めたのはパソコンであるともいわれております。高森町におきましても、日常茶飯事に外国の方を見受けるようになりました。私は以前こういったグローバル化に向けて、幼児教育に外国語教育の導入をというようなことで質問をした経緯もございます。英語教育の重要性には痛感をしておるところでございます。日本人は、特に英語が苦手とされておりますが、本町のように、また生徒数の少ない学校は競争力や学力低下が本当に心配される中で、高森町内すべての小中高等学校が文部科学省の研究開発学校に指定された。今後の日本の英語教育の強化のさきがけの役割を果たすということは、子どもにとりましてこの上ない事業だと感銘いたしました。過去には、ほかの教科は良くても、英語でつまずいたというような子どももいたかも知れませんが、この事業によりまして、世界に通用する人材ができるものと期待をしております。

そこで、この事業を遂行するにあたりまして、学校現場においては先生方がいろんな面で御苦労もあろうかと思っておりますけれども、本事業に対する小中一貫教育としての教育体制は現在どのような行われているかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 4番 興柁議員の質問にお答えさせていただきます。

教育体制ということで、今、説明を審議員からさせましたが、文部科学省の研究開発学校の指定を得たということが第一番目に上げられます。高森町の小学校・中学校4校、それに高森高校が文部科学省の研究開発学校の指定を受けて研究していると。研究開発学校ということについて少し説明させていただきますと、文部科学省

が学習指導要領の現行の教育課程の基準、今それに基づいて日々の授業を行っておりますが、この基準によらない教育課程の編成実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程、指導方法を開発していこうとするものでございまして、これからの教育を先駆けて研究させ、そしてそれをこれからの日本の教育に活かしていくという、そういう制度の指定を受けたということでございます。

県内では、大津小学校が生活数理という形で、算数の活用を実生活の中から学習していこうという指定を受けております。それと、高森町が英語教育でこの指定を受けているということで、このことは私どもが、町が平成24年度から新教育プランということで先駆けて教育課程特例校という国の制度を利用して英語教育等を実施しておりまして、それが県の教育委員会に目に止まり、そして県の拠点として、全国の拠点として英語教育を推進していくという形に結びついたものであると考えています。

本事業につきまして、少し体制を申し上げますと、まずはグローバルな人材の育成と、今、議員がおっしゃったところにつきまして、国・県の拠点とするということでございます。この中には先ほど説明もありましたが、簡単に言いますと、大きく2つあります。1つは小学校の英語の教科化に向けて研究開発をしていくと、もう1つは中学校、高校の英語教育の高度化を目指すということでございます。

現在の研究の体制でございますが、高森町では本年度から小学校の1年生・2年生に英語活動として年間20時間授業を行っております。そして、3年生から小学校に英語という教科を導入しまして、3・4年生は週1時間、5・6年生は週2時間の英語の授業を本年度から実施しております。これは平成30年度に国が考えています英語の教科化は5年生からの教科化でございますが、その国の方針を超える体制を高森町は持ちまして、この研究に今スタートしているところでございます。また、中学校につきましては、来年度から1年間、今研究いたしまして、来年度から2年生と3年生に英語の授業を20時間増やして、英語教育の教科化に進めてまいります。その基準になりますのが小中一貫教育で、4・3・2制という観点から、小学校・中学校の9カ年間の英語教育をカリキュラム化していく。そのカリキュラムを現在、今作成をしているところでございます。

それから、指導体制としましては、この事業によりまして国のほうから英語の先生を2人、定数外でいただいております。1人は中央小学校に配置し、英語TTとして英語専門に授業をしていただいております。もう1人は高森中に配置しまして、兼務辞令で高森中央小学校と高森高校の指導に、小・中・高にわたって指導に

あたっていただいております。

また、この英語に対する体制強化ということで、県の教育委員会が毎年人事を行うわけですが、現在、高森町の小中4校に英語の免許を持った教職員が7名配置されています。小学校では中央小学校と東小学校に1名ずつ、中学校では高森中に4名、そして東中に1人、ということは教壇にだいたい立つ教職員が50名でございますので、そのうちの7名は英語の免許を持った教職員ということで、そういった点からも体制強化を国・県のほうから図っていただいているところでございます。

ICTにつきましても、今までの実績を踏まえまして、この事業がより高森として波に乗って子どもたちの力になるようにということで、今しっかり考えているところでございます。

また、先ほど説明の中にありました中に、予算等につきましても、この予算は1年間350万円という予算が国から付いておりまして、50万円が県の教育委員会、300万円が高森町ということで、教材の開発とか、それから視察研究費とか、英語検定の助成とか、または臨時の人件費というところを要求し、それを今活用しながら、この事業の推進にあたっているところであります。

そういった中で、たいへん恵まれた教育体制の中で、今、英語教育を進める体制が高森町でできたということでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） ただいまの教育長先生のお話を聞きまして、たいへん感銘いたしております。現在の先生方に加えまして、2名の方が加配されました。そして、現在も7名の英語の資格を持った方で対応されているという、本当に素晴らしいことだと思います。また、予算につきましても、町の持ち出し等がほとんどなく、事業が充てられるというのは本当に有難い事業だなというふうに思います。

それから、現在既に高森学園、それから高森東学園におきまして、小中一貫教育が始まっておるといことですのでけれども、この事業のために学校間を移動されているわけです。また、生徒も英語の授業に限らず、ほかの教科においても小学校から中学校に移動して勉強しているというふうなこともお聞きします。現在、高森中央学園、それから高森東学園におきまして、学校間の移動はどのように移動をなされているのかをちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 自席から失礼いたします。

平成24年度から小中兼務辞令というのを、県の教育委員会に申請しまして、小中一貫教育を見据えた教職員の小中乗り入れを図っております。中央学園につきましては、実際のところ、自家用車で英語加配教員等、関係する先生方が移動しております。また、中学校の修学旅行等につきましては、例えば2年生の教師がその期間中空いておりますので、そのときには中央小の子どもたちが中学校に登校して、中学校との連携を図るといった取り組みもしておりますが、ただ小学校・中学校1.2kmの距離がございまして、そのために乗り入れというのはやはりどうしても制限されているというのが現状でございます。

東学園につきましては、教職員、児童とも、徒歩、徒歩でといたしますのは靴に履き替えてということでございますが、移動しております。小学校が中学校で授業を受ける機会もかなり本年度多くしております、教職員、児童が日常的に小・中を移動しております。これが東学園の利点になっているということでございます。

○議長（田上更生君） 4番 興梶壽一君。

○4番（興梶壽一君） 今のお話では、高森中央学園においては、1.2kmの距離ですね、小学校・中学校間、それを車で移動というようなことでございます。また、高森東学園においては、徒歩で移動できるその環境にあるというような説明でございます。現在、これからまた寒い時期に入っていくわけです。先ほど言いましたように、子どもたちの移動も授業ではあつとるような状況です。寒さも強くなります。また、梅雨時期になりますと、移動も大変だろうと思えますけれども、この移動によって雨に濡れたり、寒さで即授業にならないときもあろうかと思えますが、高森学園、それから東学園と、それぞれ環境は異なりますけれども、将来におきまして雨よけなり、風よけなり、そういった施設等の建設といたしますか、そういうのは考えはないかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 今の御質問につきましては、特に東学園に関することかというふうに思いまして、その点でお答えさせていただきます。

東学園につきましては、先ほど申しました立地条件から、施設一体型の小中一貫教育、そちらに今後移行していくことが適切であるというふうに考えているわけでございますが、そのためにどうしてもやっぱり必要不可欠になりますのが、移動手段、特に渡り廊下の設置ということが非常にやっぱり重要になってくるかと思っています。このことにつきましては先行事例がございまして、現在、阿蘇郡内におき

ましては産山村が平成19年度から教育特区を通して小中一貫教育を実施しております。ここも小学校と中学校につきましての渡り廊下、そしてここはもともとあった中学校の横に小学校をくっつけるという形でしたが、ちょうど間に里道が通っておりますので、1階の部分につきましては通路で、2階の部分にそれを連結するメディアセンター、それから共同の図書室ということであつたのではないかと存じます。

また、その後、やはり特区で進めました小国の小中学校につきましては、御存じと思いますが、昔の宮原小学校と小国中学校をつないでおりますけれども、ここには小国ドームに上ります町道でしょうか、道路が入っております、平地で移動することができませんので、いわゆる2階部分というか、道路の上に渡り廊下を造られております。そして、そういうつなぐことによって、小国町、それから産山村は、自由に児童生徒または教職員が行き来ができることができる体制のもとで小中一貫教育を進めておりました、成果を上げておりますので、東学園におきまして、いわゆるそういったその渡り廊下、そういった施設が出来れば、この構想がより一層進むのではないかなと、是非そういう方向に向けていただくと有難いというふうにご存じいただいております。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） ただいま、産山の事例が出ましたけれども、確か教育長先生の在職中だったかと思っております。今お話のとおり、高森学園においては車の移動ということで、1.2kmですか、物理的に無理なところもあるというようなことですが、車の移動となると、事故等も考えられます。しかし、東学園においては、環境的に渡り廊下なりを建設すれば何とかスムーズな移動ができるというようなお話でございますので、どうか早急な対応を執行部のほうにもお願いをしていきたいというような気持ちでおります。

続きまして、義務教育学校についてお伺いをしたいと思います。学校は学校教育法が改正をされ、平成28年度から小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることになりましたが、高森東小学校のホームページを見ますと、第2回高森東学園学校運営協議会の会議録によりますと、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校についてという題目で、義務教育学校を見据えての今後の東学園ということでグループ討議がなされております。この義務教育学校とはどのようなものか、内容等について具体的な説明をお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会審議員 堺昭博君。

○教育委員会審議員（堺 昭博君） 義務教育学校は、ただいま興柁議員がおっしゃっ

たとおり、本年6月の国会において成立した改正学校教育法に新たに位置付けられた学校の一つです。その趣旨は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現在の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定をするというものです。つまり、現行の小学校6年、中学校3年という学区制によらない9年間の義務教育を行う新たな学校を設置することが法的に認められたということです。お手元の図、それから前のフリップを見ていただくと分かりやすいかと思います。

設置者は、現行の小中学校と同様、国や地方自治体、学校法人になります。特に市町村は域内の児童生徒を就学させる小中学校の設置義務がありますが、この義務教育学校を設置することで、その義務を履行したことになります。前にあるとおりです。

義務教育学校のスタイルは、校舎の形態から2つ想定されており、1つは施設一体型、1つは施設分離型ですが、どちらでも義務教育学校として認められます。

教職員の配置や給与等については、現行の小中学校の定数が適用され、定員減となることはありませんが、校長は1人となります。つまり、1人の校長に1人の副校長、若しくは統括担当の教頭と、2人の実務担当の教頭、それぞれ小学校と中学校ですね、の4人の管理職で学校を運営することになります。

この義務教育学校は平成28年4月1日より設置が可能になりますが、そのための準備行為は既に可能になっています。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） ただいま堺審議員のほうから義務教育学校について詳しく説明がございました。現行の6年・3年生を一貫して、町独自の編成でできるというようなお話でございます。全国的に人口減少といった社会現象の中、特に高森東校区においては、人口減少問題を現実に抱えております。中には村の存続さえ危ぶまれております。幸いに生徒数は数年現状維持ができるというようなことを3月の定例会で説明されておりますけれども、しかし学力の低下の防止、それから学校存続に向けて小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の必要性と効果、または課題について、教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 4番 興柁議員の質問にお答えいたします。

まず1つ、先ほどの審議員の説明の一つ付け加えさせていただきますと、義務教

育学校という学校は、実は本年3月議会において、芹口誓彰議員から質問をいただきまして、そのときに小中一貫教育学校（仮称）ということで答弁させていただいておりますが、それが成果されて現在では、これからは法的に義務教育学校という学校種になったということでございますので、3月議会との関連について少し説明させていただきます。

さて、必要性和効果でございますが、まず高森町新教育プランの柱として、小中一貫教育を位置付けてやってまいっております。重点施策化、コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育、ふるさと教育の実践でございますが、そういった意味からもこの小中一貫教育は高森の新教育プランにとりましてもたいへん重要であるというふうに位置付けておりますし、またそういった先駆けた教育が全国各地が進められた結果、国が今度の法制化につながったというふうに私どもは捉えております。

法制化された義務教育学校はこれからの教育の主流になるというふうに私は考えています。これはこの義務教育学校には教育課程の特例というのも許されておまして、今まで以上に特色ある教育が展開できやすくなっています。英語教育なども国の制度を用いて実施いたしました。この義務教育学校になりましたら、そういったものがもう学校に移行する段階でそういった教育ができるというような特典等がありまして、いろんな課題を各自治体が持っておりますので、これから義務教育学校を通して特色ある教育がより以上、全国各地で展開されるんじゃないかと思っています。

その中で中1ギャップの解消というのがもうどこに行きましても今の大きな課題でした、小学校から中学校の段差と。これがこの義務教育学校によって解消が進むということで、それにより学力向上、生徒指導の充実、併せて先ほど申しました特色ある教育ということが、これまで以上に進むのではないかと考えています。また、現在進められています地域とともにある学校、コミュニティスクールという観点からも、この義務教育学校は有効であるというふうに捉えているところでございます。

課題としましては、昭和22年から始まった現行の6・3制学区制、初めての大きな改定でございますが、この制度の理解、周知徹底ということがこの事業を成功させるために不可欠であるというふうに捉えております。その点、高森町新教育プランは、これらの我が国の教育の方向性と軸を一にするものであり、そういう形で新教育プランを進めておりましたので、この新教育プランの今後また、ますます今

の形で進めていくことがこの課題の解決につながっていくものだと確信しているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） ただいまの法制化された義務教育学校は、これから日本の教育の主流となるということです。それから、以前から問題となっておりました中1ギャップの解消につながるというようなことでございます。これらの問題解決が現在の新教育プラン（第2次）の推進が問題解決につながるというような教育長先生の強いお言葉を聞き、心強く思います。

現在、高森町におきましては、物理的に先ほど言いましたように、保育園、小学校、中学校が隣接をしておりますし、高森東の独自の小中一貫教育ができる条件にもあるというようなことでございます。今後、こういった状況を勘案しまして、小中一貫教育における義務教育学校への移行を現在お考えになっているのかをまずお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 就学前も合わせて、やはり町の教育を進めていくことが原則だと考えております。

今、御質問の義務教育学校への移行についてでございますが、移行しますには条例の制定が必要となっております。また、議会にもいろいろとお願いし、またもちろん町長、または町長部局とも協議しなければならないということが前提となるということを前もってお話させていただいた上で、現在、九州管内でも来年度4月1日から移行を表明している市町村も出てきています。ただ、国の制度設計、それから国の動きをもう少し見極めていいのではないかなという感じを私は今持っているところでございます。

例えば、先ほど説明しました義務教育学校は校長1人というふうに制度的にはなっていますが、これも見極めていく必要がありますし、また教育課程の特例が非常に、良い意味でこの制度の旨味だと申し上げましたが、先ほど申しました高森は研究開発学校を指定をいただいておりますので、この研究開発学校はこのこと自体で教育課程の特例がなされておまして、そういった意味で急いでしなければ今の新教育プランの中身が動かないという状況ではございません。

国のほうとしましては、この制度が出来た以上はこれを推進していくというのが国の方針でございますので、研究開発学校に指定されている学校等については、早

く移行してほしい旨の考えを持っているようでございますが、いずれにしても義務教育学校への移行は今後の高森町の教育推進上必要であると私は考えています。でも、今はいつでも移行できるように条件整備、今、議員さんのほうから御質問をいただきましたが、条件整備に努めて、いつも町長がいわれる弾込めということを言われますが、弾込めをしっかり今はしていきたい。また、その時期であるというふうに受け止めておりますので、また御支援のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 本年度の高森町新教育プランは、国や県の施策に乗ってというように御説明でございます。まさに現在その方向で進められておりますけれども、義務教育学校への移行は今おっしゃいましたとおり、高森の教育推進上、本当に必要であるということでございます。また、準備期間ということで必要性等をお聞きしました。高森町においては、もうこの義務教育学校への移行しかないようなことでありますので、よく先生方には推進方をお願いをしたいと思います。

最後に移らせていただきます。草村町長の政策でもございます情報通信基盤、光ファイバー網の整備によりまして、そして今後の佐藤教育長の下、高森町新教育プランが策定されました。その成果や評価はもう言うまでもなく、全国各地から注目を浴びております。皆さんも御存じのとおり、高森小中4校のホームページのアクセス数は目を見張るものがございます。特に高森東小に対するアクセス数は突出しております。また、視察におきまして、先日は台湾、それから韓国からも視察に来られたということで、日本国中ばかりでなく、まさにグローバル化といえますか、国際化をしてきております。

こういった現状を見ますと、高森町に転校して高森の教育を受けさせたいと考える保護者もおられるのではないかなというような気がいたします。そこで、転校となりますと、受入体制が必要となりますが、転校希望者に対しまして教職員住宅が賃貸住宅として利用できないかと現在考えます。それに基づきまして、まず教職員住宅の現状はどうなっているのかを、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 4番 興柁議員の一般質問にお答えいたします。

まず、小中4校のホームページのアクセス数ですが、2年5カ月を経過いたしております。4校合わせまして、12月14日、今日現在ですけれども、約60万9、

000件のアクセス数でございます。東小中学校では32万8,000件、高森小中学校では28万1,000件となっております。

教職員住宅の現状につきまして御説明を申し上げます。現在の教職員住宅の戸数は9棟15戸でございます。内訳といたしまして、旧野尻小学校跡地3棟4戸、旧河原小学校1棟1戸、旧草部南部小学校1棟2戸、旧草部中学校1棟2戸、高森東中学校3棟6戸となっております。利用している戸数につきましては、高森東中学校の教職員住宅2戸で利用をいたしております。その他の教職員住宅につきましては、建築年度が古く、利用はされておられません。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 今の説明によりますと、9棟で15戸の住宅があるということで、その内2戸が使用中ということですかね。ほとんどの教職員住宅で空室状態にあるということですが、私は現在の高森町の教育方針は、地方創生に向けた最大の総合戦略だと思っております。

また、今説明がございましたように、ホームページのアクセス数からも考えまして、ホームページの住宅等の受入体制をこのホームページに掲載したならば、かなり反響等があるんじゃないかというふうに思います。教職員住宅を一般住宅として扱うにはいろんな問題と弊害等があると思いますけれども、この教職員住宅の無償賃貸住宅として利用できないか、解放できないかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 自席から失礼いたします。

教職員住宅の無償賃貸住宅としての利用はできないかという御質問ですが、現時点で教職員住宅を無償で貸し付けることは考えておりません。教職員住宅につきましては、公立学校施設整備費補助金等を受けて整備をいたしました施設です。学校教育目的以外に転用する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づきまして、当該施設を所管する地方公共団体は文部科学大臣の承認を得る手続きを行うことが必要になります。いわゆる財産処分を行うということになります。現在、教育委員会で管理している施設、教育財産につきましては、教職員住宅も当然含まれますが、統廃合後の跡地の校舎、体育館等々の施設につきましても、教育財産となっております。この施設につきましては、原則としてこれを貸し付けたり、交換したり、売り払ったりすることは禁止をされております。ただ、この施設を学校教育の目的以外に転用する場合、先ほども説明いたしました、補助金等

に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づきまして、地方公共団体は文部科学大臣の承認を得る手続きを行うことが必要となります。教育財産である施設を普通財産に移行して有効活用することが地域の活性化が図られるということも考えられます。今後、今ある施設等につきまして見直しを行い、整理する必要もあるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 公共財産についてですけれども、現在の教育財産の普通財産への移行ということで、大分弊害等もございますけれども、是非前向きに考慮していただきたいと思っております。

先ほどから小中一貫教育に対する質問をかなりさせていただきました。また、住宅等についても質問させていただきました。最後に、統括をいたしまして、町長のほうから何かございましたらばお話をいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 興柁議員の御質問にお答え申し上げます。

佐藤教育長の完璧なお答えをいただいておりますので、私は補足することはないというふうに思っておりますが、まず行政といたしましては、法律ということ、このことをしっかり踏まえた上で、議員が提案される教職員住宅の活用方法であったり、若しくはいろんな障害はあるかもしれないけど、とにかく今がチャンスだぞというその御指導、また御提案だというふうにお話を聞きながら感じておりました。

私が思うには、この義務教育学校の移行の中で、施設分離型と一体型というのがございますが、私はやはり最終的には施設一体型がベストではないかというふうに考えます。当然、教育長先生がおっしゃったメリット等々いろんなことはあると思っておりますが、一自治体といたしましても、財政面から考えましても、施設を2つ別々に持つと、それは維持管理に関してもかなりの負担になってくるということがありますので、そこはミックス型のほうがより良いと。財政面でもより良い、そして2点目は高森町に魅力を感じていただいて、高森町の教育を受けたいという人が仮にいらっしゃった場合、やはりそのような保護者の方は、お仕事は高森町でなされるのがベストですが、外でなされる方も多数いらっしゃると思っております。そういうときのお子様を預けれる、義務教育学校に預けられる保護者の感覚といたしましては、やはり一体型で安心・安全もしっかり担保できている、そしてなおかつお父さんだけではなく、女性の活躍ということを国もうたっておりますし、当然その方向で考

えましても、お母さんたちが働きになられて、安心して預けられるのは私は施設一体型の分かりやすさを追求するべきではないかというふうに思っております。

また、英語教育に関しましても、議員の御提案は義務教育に入る前の幼児教育、幼保のときに英語の教育も必要じゃないかということは、私も常々、教育長先生にもお話をさせていただいております。当然、母国語である日本語をしっかりと義務教育の前の発達の段階で学んでいながら、と同時にやはり1年生から英語の学びということが始まるわけですので、それ以前の段階で幼稚園・保育園の段階で、そのような英語をしっかりと学ぶ機会があれば、それはより良いものになるというふうに思っております。

教職員住宅の、もう皆さんのほうが御存じだと思います。46年に建築されて、一番新しいので平成6年、今平成27年です。21年経っております。21年経った木造の民間のアパートがどういうふうになっているかといいますと、やはり途中で改装したり、改築をしたりして、家賃を下げながら、多分民間のアパート等も維持されているのが普通だというふうに思っております。なかなか手を加えていないところがございます。しかしながら、学校の先生が住まれるとあれば改修もできますし、もって議員の御提案であります教育財産を普通財産にということも、これは基本的にはできないということですが、地方創生、また地域の実情に合った形で、そのような形ができるとするならば、私は進めていくべきではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 先日、議会では人口減少対策といたしまして、先進地視察を行い、その研修目的である定住化対策について視察をしてきたところでもございます。もし生徒が1人でも転校してきますと、保護者も転入というような可能性もありますので、どうか是非御検討方をお願いを申し上げたいと思います。

今回、人口減少社会における学校の教育のあり方、それから高森町の教育の方向性を説明いただきました。地域は学校を中心に回っており、学校がなくなれば地域も崩壊する可能性もございます。草村町長によりますICT情報通信技術の導入、それから佐藤教育長におきます高森町新教育プランの策定によりまして、高森町の教育は一変をいたしました。先生方、それからまた教育委員会におきましても、たいへん御苦労等もございましたけれども、日本国中から注目をされ、模範とされることはたいへん素晴らしいことだと思いますので、どうか高森町の教育の発展のため

に今後も御尽力いただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。

午後2時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

なお、教育委員会事務局長 阿部恭二君より発言の訂正の申し出があつておりますので、許可いたします。

教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 先ほど、4番議員の一般質問の中で、教職員住宅の現状について御報告を申し上げましたが、その中で旧草部中学校の1棟2戸につきましては、払い下げが進んでおりますので、現状では8棟13戸ということに訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） それでは、一般質問を続けます。

10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。皆さま方にはたいへんお疲れのところ、今しばらくお付き合いをよろしくお願いをいたします。

今回、私は一般質問の質問事項といたしまして、本町の財政運営についてということで、3つほど質問の内容を作っております。1つは財政調整基金の額と積立方法について、それに2つ目補助事業と単独事業の割合について、3つ目、施設管理費の今後の負担方法や時代に適応したものかどうかの見極めはどうするかということで、たいへんファジーな質問になってくるとは思いますけれども、数字を交えながら財政担当者の説明も聞きながら、今後10年後、20年後、この高森町が財政運営がどうなっていくかということ、皆さんとともに考えてまいりたいというふうに思う質問にしていきたいと思っております。

私は、平成3年から平成19年まで、町の議員をさせていただきまして、その間にはバブルの時代もございましたし、バブル崩壊も見てまいりました。たいへん厳しい財政運営も見てまいりましたし、箱物もたいへん造ってきたという経験がございます。その中におきまして、当時の地方債の残高というものが、当時、私が議員に当選しました平成3年頃は30億円台だったのが、私が辞めると申しますか、平成19年、16年ぐらいには50億円を超えていたということで、たいへん厳しい財政を私たちは繰り広げてきたんだなというふうに反省もしながら、そして今後についての不安な気持ちを後進の皆さま方に期待をしていたわけでございます。

今回、平成27年度の議会議員選挙で当選をいたしまして、草村町長にはこの財政の運営の方法については称讃をする質問等もいたしておりましたけれども、それについてももう少しみ砕いた今後に対しての運営の仕方、それと私の考えております夢等についても一緒に考えていただきたいと思ひまして質問をさせていただきますが、平成27年度の決算報告がございましたが、その際に財政調整基金の残高が12億9,000万円ございました。私が議員時代、4期までの間の記憶では最高でも確か3億8,000万円から4億円以内であったと、財政調整基金の額がそうであったわけですが、それからしますと草村町長が4年間の間に一気に4億円から12億円に増やしたわけではなくして、それよりも下がっておったときから12億9,000万円まで財政調整基金は積み立てをされたということでもありますので、どのような方法でこの4年間積み立てをされてこられたのか、その点についても財政担当者のほうからその手法をお聞かせいただきたい。

それと、地方債残高についてもいろいろありますけれども、当時、私たちはどんどん右肩上がりです。地方債は上がっておりました。ただ、私は当時から執行部に対して申し上げておりましたのは、私たちの時代に作った地方債、借金については後進の今の若い人たちにその借金を残すことは極力控えようじゃないか、自分たちが時代に作った借金については、私たちの時代にその借金については無くしておこうと。そして、次の時代の人たちがもしこのような場に立ったときに、新たな社会情勢に応じた事業ができるように、展開ができるような経済収支比率はここに入ってくるわけなんですけれども、財政運営、財政状況にしておこうというふうな私は話をしてきたつもりでございます。

そういうわけで、9月議会でも出されておりました決算認定意見書の中で代表監査委員さんのほうから、監査委員さんのほうから意見書が出されておりました中に、経常収支比率が少々悪化をしておると。市町村から見たときには、やはり80%台

ぐらいまでが、85%台ぐらいまでが一番とは言わないんですが、85%以下が財政の運営的には非常に弾力性が持たれてくるということであるのですが、高森町におかれましては80%を超しておるということで、将来についての不安もございます。

しかしながら、今までライフラインの整備、町民の負託に対するさまざまなハード事業、これに対して今までどおり、平成19年まで、私どもが議員時代の考え方でやっておりますと、一般財源であったり、地方債を起こしてだったりということで、どんどんどんどん後世の方たちにツケを残す形であったと思うんですが、今の町長におかれましては、極力、国の制度事業、県の制度事業を使い、町がすべきところをそういうふう上部団体の資金で賄っておられたということで、この4年間についてはたいへん財政運営的には高森町の住民からしますと、助かったという声が正直ではないかなと思います。

しかしながら、御覧のとおり、今日も一般質問の中にもありましたけれども、人件費の割合、それと町が今まで造りましたいろんな施設に対する管理費の問題、それ等も含まれた中で経常的経費が非常に今から先、今までもあったわけでございますが、今から先もどんどんどんどん私は増え続けてくると思っております。

そうした中で、やはり経常的経費をしながら、町民の要望に、また町民の福祉の向上を図っていくためには、やはり財源を確保すること、新たな税収を確保すること、確かに今の町長のやり方、国の制度事業であったり、県の補助事業であったり、そういうものを利用するということは、確かに私たちとしては助かることではあるんですが、これが永久的に続くかといわれると、たいへん私は厳しいものがあると思います。

しかしながら、今、3年計画、4年計画という補助事業を利用しながら、その間に町は町として体力を付けておくということも、私は必要になってくると思っております。ですから、まずは財政担当のほうにお聞きをいたします。参考意見として出していただきたいし、もし数字が分かれば、そのへんについても出していただきまして、私ども全員で勉強してまいりたいと思っておりますので、まずは平成27年度は今申し上げましたとおり、財政調整基金は12億9,000万円でございますけれども、できますれば10年ぐらい前の財政の状況等を教えていただきまして、また今後についても経常収支比率についても見込等があれば参考資料として、参考意見としてお聞かせをいただきたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、財政調整基金の状況ということで御質問がございました。その中で平成16年度、決算が終わっていますのが平成26年度が決算が終わっていますので、10年前の平成16年度の数値を基に御説明をさせていただきたいと思います。

平成16年度の財政調整基金の残高につきましては、4億9,200万円、10万円以下は10万円単位で四捨五入をさせていただいております。4億9,200万円でございます。ですので、当時から比べますと8億200万円の増額ということになっております。

若干、推移につきましても御説明をさせていただきたいと思います。議員おっしゃられました平成3年当時につきましては、2億2,400万円でございます。先ほど申しました平成16年度は4億9,200万円ということで、この2億円を超えまして2億円以上から5億円台で推移しておりますのが、平成20年度まで5億円、6億円には達しておりません。多いときで5億円台でございました。平成21年度の決算から6億円を超えまして、平成21年度が6億800万円、それ以降、段階的に増えていきまして、平成26年度末が先ほど申し上げられました12億9,400万円という数値になってございます。

それから、財政調整基金の積立方法、その手法ということで御質問がございましたけれども、財政調整基金につきましては、法で定められております地方財政法第4条の3、こちらにおきまして地方公共団体における年度間の財源調整ということが一つ規定されております。それから、同法第7条におきまして、剰余金の積み立てということが規定されております。さらに、本町では町の財政調整基金条例、これを制定してございまして、これらの法令、条例に基づきまして、一般会計の歳入と歳出の剰余金、余ったお金、これを毎年の年度末に財政調整基金へと積み立てを行っているという状況でございます。ですので、積み立ての手法につきましては、法令、条例に基づきまして積み立てを行っているということでございます。財政調整基金につきましては、以上でございます。

それから、地方債に関する数値を御説明させていただきたいと思います。決算が終わりまして平成26年度、こちらの地方債の残高でございますけれども、48億8,600万円、こちらが平成26年度決算でございます。それから、平成16年度、10年前と比較の数値を申し上げますと、65億1,700万円という数値

でございます。これは地方債残高がピーク時が平成15年度で65億4,800万円ですので、ほぼそれと並ぶ数値でございます。65億円台につきましては、15年度と16年度末、こちら65億円台でピークとなっております。それ以降は徐々に減ってきておりまして、平成24年度で一旦43億円台まで下がりましたが、その後、24年度と25年度につきましては、一つ大きな事業としまして情報通信基盤整備事業がございました。光ファイバー網の整備を24年度と25年度にかけて実施しております。その関係もございまして、43億円から一気に48億8,700万円という数値になったところでございます。地方債残高につきましては、以上とさせていただきたいと思っております。

続きまして、経常収支比率のお話がございました。経常収支比率が80%以下、80%を超えると町村にとっては財政の硬直化、いわゆる柔軟性が保たれていないというふうに指摘をされているところでございますが、本町の平成26年度の経常収支比率につきましては、84.5%でございます。80%を上回っておりますので、柔軟性がちょっと低いということがいえるかと思っております。この経常収支比率の平成16年度を見てますと、91.7ということで、90%をさらに上回っております。やはりの当時の財政状況が、財政の柔軟性が非常にやっぱり厳しい時代であったことを示しているのかなというところが伺っております。この経常収支比率につきましては、その年度年度で若干上下、上がり下がりがするところでございますけれども、本町におきましては一番高いときで平成18年度が94%というのがございました。それ以外につきましては、だいたい80%台の前半、26年度の決算と同じぐらいの数値で推移している状況です。ちなみに80%を下回ったことはございません。参考までに申し上げますと、これは平成25年度の数値が全国的に公表されております数値ですので、それで平成25年度の数値の阿蘇郡市管内ということで参考までに申し上げますと、産山村だけが80%を切っております。残りはすべて80%を上回っているという状況でございます。

財政的な数値としましては、この程度で私のほうからの説明を終わりたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。自席から申し訳ございません。

今、財政担当者のほうから数字の御説明がございました。課長補佐の説明を聞きますと、当時の議員をしておった私が財政のことについて質問するなよというような感じになってくるとは思うんですけども、やはり私としては後世のみんなに、

若い者たちに素晴らしい高森町を残していくためには、やはりある程度の財布の余裕をもった中で、新たな議員さん、そして新たな首長、新たな職員というものがどンドン出てくるべきだというふうに考えております。そういう意味で、家に例えますと、親父が代を譲ったときに、財布の中を空で、今から先これだけのことをやっていけよと言われても、まずその財布の中にお金を貯めないことには、次の仕事がやっていけないという問題が出てくるのと一緒で、高森町の財政運営もやはりそのとおりであるというふうに思っております。そういう意味からして、この財政運営、財政調整基金の積み立てについては、ちゃんとした目標をもって、やはりいろんな手法を使って、私は積み立てをしていくことが必要であると思います。手法については、財政調整基金の定めるところのいろいろな条例等がありますから、それに沿った財政法等に沿った形でいかなければならないというのが大前提であります。まずその場所にお金が来るまでの間の手法がどうするかということでありまして、要するに建設事業を減らすとか、要するに事務的経費をなるべく抑えるとか、そういうことをして単式の簿記でありますから、歳入から歳出を引いたときに、その間の差額を大きくして財政調整基金に積み立てをするという方法のことを私は手法と言ったつもりであったんですけども、今言われた担当者の課長補佐が言われたのはこれが正論であります。しかしながら、積立方法、私は考えますに、年々年々増えてきておるということでございますけれども、財政調整基金の性質的に、やはり財政調整基金というのは財政を助けるため、その年度ごとの財政において何らかの事業をしたり、緊急な費用抛が必要になった場合において、やはり財政調整基金を多く持っておれば持っておったほど、余裕のある事業ができるという意味からすると、私は多いに越したことはないと思うんですが、先ほど申し上げた手法の中において、住民の福祉のサービスを制限したり、町民の皆さんから要望されておる事業を制限したりすることによって、財政調整基金を積み立てすることが果たして良いことなのか悪いことなのか、それについても非常にやっぱり心の中での葛藤があると思います。しかしながら、私が平成3年から議員をしております中においての夢がございます。先ほど教育委員会のほうでも興梠議員が言われた義務教育学校の問題においても話が出ましたが、小中一貫教育の中においてやはり分離型じゃなくして一体型がいいと、これはもう平成12年から言っているんですね。学校統合、山東部の学校を統合するとき、こちらのほうの上色見、下色見と高森の学校をするときにもそういうことを言っておりました。やはりあのときにそういうことをしておけば良かったんですが、やっぱり財政的な問題があったからで

きなかった。そういうことを踏まえますと、やはり教育の問題にしる、福祉の問題にしる、やはり財政調整基金にある程度の余力がないことには、もし文部科学省のほうから義務教育学校設立事業に対して3分の2の補助事業を出しますよと言われてたときに、あと3分の1を町から出さなきゃいかんのに財政調整基金がなかったら、ちょっと待ってください、また地方債のほうといろいろ考えながら、財政のほうと考えながら、どうするかということで、中途半端な施設を造らなければならなくなってしまうという可能性がある。そうすると、やっぱり財政調整基金というものはちゃんとした形で貯めていくということが私は大切であると。ですから、当時の私の議員時代からの夢というものを数字で表すならば、私の夢は財政調整基金は50億円程度ほしいなど。町の一般会計に見合うだけの財政調整基金を持っておけば、私は議員ですから予算の執行権はございませんが、それをもしやっ払いこうと思うなら、そのくらい欲しいなという気持ちであります。その点において、積立方法、今後の額について、まずは最高責任者、町長のほうから御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをいたします。

財政調整基金についてのことです。議員がお若いときに議員になられたときに、借金を極力控えたいと、その当時、次の時代、その次の時代のそのときの展開があるから、そのときにやっぱりお金は必要だということを訴えられたのは私も議事録等々で拝見をさせていただいております。その上で経常経費はかかると、維持管理に、そしてそれにさらに高齢化を迎え、福祉のお金もかかると。だからこそ新たな税収を図るべきじゃないかと。サービスは抑えず、サービスをある程度提供しながらやるためには、ほかの税収も必要と。要は、町は町で体力をつくるべきだということだと。その上で財政調整基金はどれぐらいかベストであるかと、議員の夢は50億円ということでございますし、50億円という数字は不可能な数字ではないと、私は思っております。現に積み上げている自治体もございます。しかしながら、現時点、十三、四億円近くの財調が今あるわけでございますが、これを手法的に毎年毎年どのような形で増やしていくかといいますと、私の場合はこれは財政の実務担当者とは違いまして、議員が立たれている立場、政治家といたしましては、やはり良い高率の補助事業をしっかりと持ってくる。国費のみならず県費もいただきたいということが、分かりやすい私の説明のやり方だと思います。また、そうしてきました。1期目の4年間で、私自身としてはやはりあまり公共的なその例えばインフラ

整備とかがほかの自治体に比べて少なかったという感じはいたしません。逆に申し上げますと、かなり事業もやってきたのではないかというふうに思っております。しかしながら、それがいつまで続くか分からないと言われれば、もう議員がおっしゃるとおりだと思います。ですから、新たな税収も必要だということで、ふるさと納税の条例も基金も造らせていただきました。ただ、それもいつまで続くか分からないということは、私は現実じゃないかなというふうに思っております。財政調整基金は当然、法律上、条例上、使い方というのは不足しているときに取り崩す基金でございますので、何か突発的なとき、不足した場合に事業をやるときにそれを使うという観点からも、議員がおっしゃる50億円まではいかないとしても、私の当面の目標は政策説明会でも説明をさせていただきましたが、約20億円近くは高森町は貯めるべきではないかと。それは平成24年度の九州北部豪雨災害時に5億円という現金、お金がすぐに要ったという前例を経験をさせていただきましたので、その程度は必要ではないかというふうに思っております。また、議員が一番詳しい部分ですので、私が言うことではないと思いますが、やはりこの高森町に財調を積み上げて、それはやっぱり何か特別の目的基金というのを何らかの形で制度の中で組み上げていくべきじゃないかということは、もう議員さんが若い頃から言われておりますので、少しでもそういう特別目的基金もちゃんと造れるように積み上げてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。ありがとうございます。

私は議員でありますから、予算執行権はございませんので、審議権はあるにしても、いろいろなつながりじゃないんですが、いろいろな地域との協議、そういうことを抜きにして、私の場合は、無責任にもの言ったら失礼なんですけれども、やっぱり当時からいろんな町村を見てきて、いろんな地域を見てきた中で、こういうものを欲しいなというものを単純に積み上げれば、やはり50億円ぐらい欲しいなと、そういうふうに思うわけですので、それが大きい小さいか、当時と比べてまだ事業費が増えておる場合もあると思いますので、私はこれは夢は夢として実現できるように今後も働きかけをしていきたいと思っております。それについては、今から先、財政担当者の皆さんたち、それと町長も含めて、皆さんたちと一緒に話し合いを密にしていきたいと思っております。

財政の積立方法につながりまして言えること、つながることなんですが、2番目

のこの補助事業と単独事業の割合、実にいいますと国庫補助、この補助事業、県の補助事業、それを使いながら、町村の単独事業が町が100%出す事業がどの程度、平成26年度存在したかということではありますが、これは10月に町から出された広報紙なんですけれども、土木費でちなみにやってみますと、道路新設改良事業が3億5,000万円ほどかかっております。道路維持補修事業が602万円、単県砂防事業負担金は抜きにして、この2つですね。維持と新規改良のやつの事業費、これに対してそれぞれ町が100%出した事業、そして国・県の補助事業の額というものが分かりましたら、そのあたりについてを財政担当者のほうからお知らせをいただければ、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 広報たかもり10月号で掲載させていただいております平成26年度の町の決算の中身でございますが、土木費の中で道路新設改良事業、こちらが3億5,674万円と記載させていただいております。これにつきましては全額、国と県の補助事業でございます。総額で2億600万円、10万円単位で四捨五入させていただきます。2億600万円の補助事業、国・県の補助事業ということでございます。道路維持補修事業につきましては、602万円、こちらは全額町の単独事業ということでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

このようにして、ライフラインの整備、町長の手法というものは国と県の補助事業をフルに使ってやるべきところをやってこられて、その分の町の資金をその分節約されたという感じであると思います。しかしながら、残念なことに、その道路維持事業、現在ある町道関係の維持費、それに対しての予算というものがやはり私としては少ないような気もいたします。要するに、改良事業の中にもそれはそれで入っておったと思うんですけども、しかしながら、これで見ますと、単純に見れば道路維持管理費がこれは600万円てちょっと少ないんじゃないかというふうな誤解もしますが、俗に言えば、昔、私たちのときにやっていたのは、美化側溝の整備事業、そういうものが年間2,000万円とか3,000万円する時代もありました。どんどんどんどん財政状況に応じてそういうことがなくなってきたこともあるんですけども、やはりこれだけ昨年あたりから火山灰が降ったりする、すると生活形態の中で生活雑排水が流れたりする中において、やはり美化側溝というものが非常

に必要になってくるわけなんです、現状においては美化側溝事業というのが項目から消えておるといのが現実であると。そういう意味からしたときに、やはり補助事業に特化してしまうと、国・県は美化側溝が目的でそういう補助事業を起こすということはあえてしないと思うんですよね。これは高森町のこの地方の独特のここは事業であると思います。都市部にいけば、確かに側溝はあるんですけども、通常は生活雑排水、要するに流末排水については上下水道の整備がなされておりますし、そういうことで側溝についてはそれほどのインパクトが国・県についてはない。そうなってくると、やっぱり町が独自にそういうふうな美化側溝あたりは造っていかねばならないんじゃないか。ですから、補助事業に乗らない、国・県では「へえ、そんなことが高森町ではあるんですか。」というようなことが、町民の間からは必ず要求があると思いますよね。そういうような事業をやったり単独事業というんですけども、町単独の事業というものも私はある程度必要になってくると思うんですが、昨年そういうふうな事業がもしあったとするならば、どの程度あったのかということも、もし分かれば教えていただきたい。もし、そういうふうなそれが分からないということであるならば、町長のほうから今後において、美化側溝とか町単独の事業の割合をどういうふうにしてやっていきたいとか、そういう気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 10番議員の御質問にお答えいたします。

美化側溝等の計画はないかということでございますけれども、金額はちょっと今急に言われたので正確な数字はございませんけれども、例年計画的に美化側溝、町道あたりの流末あたりの工事は行っております。参考までに平成27年度につきましては、美化側溝、流末関係は3本の維持予算を約700万円程度は計上させていただいているのが現状です。今後もそういった維持関係につきましては、計画的に地域住民の要望あたりも踏まえまして行っていきたいというふうには、担当課としては考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐伯議員の御質問にお答えを申し上げます。

基本的に議員がおっしゃっていただいたように、できるだけ実は維持工事も補助事業の中、改良事業の中で、できる分はやってきております。例えば、オーバーレイ等であれば、これは補助事業を使ってやってきております。永野原河原線等々も

そうでございます。

それと別に、この美化側溝事業というのがいつ頃あったのかというのは、私ちょっとたいへん勉強不足で承知をいたしておりませんでした。ただ、基本的に議員がおっしゃるように、やはりこの維持に関して、しっかり町民、地域の要望というのは応えていくべきではないかということは私も思っております。ただ、その中で単に言われてどんどんどんどんやっていくのではなくて、やはり優先順位をしっかりと付けて、地域の駐在員さん、区長さんからの要望、そしてそれを議員さんが取りまとめていただいて、なおかつこの行政、こちら側でしっかり優先順を付けて、またそれをオープンにして、選択と集中という形で来年度から一つ考えていかなければいけないなということは、今お話を聞きながら思っておりました。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

私たちは日頃から思うわけですね。国の制度事業、補助事業、県の制度事業、補助事業、やはり文化・価値観が東京都中心、熊本市中心で生活をされている方たちとは、やはり田舎に住む私たちとは所詮違うわけで、いろいろな代議士、国会議員さんたちの声を聞いたり、県知事の皆さんたちの声を聞いて、官僚の皆さんたちはそれぞれ地方に合うだろうということで補助事業をつくっておられるとは思いますが、すけれども、しかしながら、それが本当にすべてが地方のためだけになるかといえ、私はやはり少しぐらいは抜けも出てくるんだろうなと思います。そうした中において、町民の皆さんたちは、住民の皆さんたちは、国の制度事業がこういうのがあるから、これに合わせて要望しようやとか、そして県の補助事業があるから、これに対して要望しようやとかいう意識は、やはりなかなか私は芽生えてこないと思います。今の生活をしていく中において、今日を生活してきた中で、今日道を通った中で、ここが便利が悪かった、ここが非常に不便だと、それがやっぱり住民の要望に変わってくると思います。それが一つ一つが県の補助事業であったり、国の補助事業に該当するのであれば、やはりそれで予算的な負担も自治体は減ってくるから、それを使って住民の不安を解消することは可能であると思うんですが、私は住民の皆さんたちから上がってくる要望というものは、すべてがそういう補助事業に対応できるものではないと思っておりますので、経常収支比率を言いながら、こういうふうに住民の声には柔軟に伝えてくださいというのも勝手な言い分かも知れませんが、やはり住民の皆さんたちが喜んでいただける顔というものを、私

私たちは楽しみに政治をしていかなければならないと思っておりますから、その面からすると、やはり単独事業の割合というものも、町単独の予算とする事業というものについても、私はしっかりと予算措置をしていただいて、解決をしてもらいたいなど。今、町長が言われました駐在員さんであり、区長さんであり、議員各位であり、皆さんたちがそれぞれ必要性を加味した中で、優先順位をつくって町に要求をして、それを形にしていくというやり方も必要ではあると思うんですが、一番無難なやり方ではあると思うんですけれども、しかしながらやっぱり緊急性もあったり、事業の適用性もあったりするわけですから、そのあたりについては十分各課話し合いをしながら、必要に応じて柔軟性をもった事業の展開というものを私はお願いをしたいと思っております。

そして、まず3番目に入りますけれども、施設管理費の今後の負担方法や時代に適用したものかどうかの見極めはどうするか。これはすべて財政運営について今まで言ってきたことに関連がございます。先ほど言われた今回の一般質問の各議員さんからの質問の内容とも重複するところがございます。町長が先般の議会でも出されております建築年別の施設一覧表、それに公共施設の総合管理計画について、そういう中において私たちが今まで造ってきたいろんな施設、いろんな事業、そういう面において、その当時は非常に時代に適用した私は役に立ったものであったというふうに思っておりますが、しかしこの少子化の波の中において、この管理費というものが経済収支比率の中で多大な圧力をかけておるといのも現実であります。その中において、やはり町営住宅にしる、高森町の温泉館にしる、体育館にしる、今後についてやはり弾力のある財政運営をしていく上においては、どこかでちゃんとした計画を立てなければいけない時期が来ております。政治は勝手なもので、先送りとかいう言葉がありますから、後進にその決断は任せましょうとか、そういうことで逃れることがあるんですけれども、やはり財政運営はそれでは私は通れないと思っております。そういう意味からして、今町がもつ公共的な施設の管理について、今後どのような見極めをしていくのかということ町長のほうの御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

施設管理の今後の負担方法、見極めをどうするかということでございます。今、議員がおっしゃったように、先送りする問題ではないというのが結論でございます。ですから、現在、生活環境課において公共施設等総合管理計画を策定中でございま

す。総合管理計画は全体的な指針を策定するものであるため、個別施設の具体的な計画についてはその後に検討していくということになっておりますが、現時点で今後40年間で現状の公共施設、高森町の施設を全部維持管理するとなりますと、40年で261億円、年間平均で6億5,000万円と試算したところでございます。今後の施設の方向性と併せて、負担方法についても当然これは議論をしていかなければいけない、協議をしていかなければいけないというふうに考えております。

ただ1点、議員がおっしゃるように、その計画を作って、それを協議していくというのは、また3年、5年、時間が経つわけです。私は先ほど1番 牛嶋議員の御質問のときもありましたように、やはりこれは緊急的にやらなければいけないこと、考えなければいけないことの中で、しっかり住民に説明をして、政治判断であったりする決断をやらなければいけない時期も、例えばこの1年間の中、若しくは2年間の中にあるのではないかというふうに思っております。

例えば、それと同時にもう1点、新たにまちづくりをするにあたって、議員もいつも提案をしていただきますが、やらなければいけないことはやはりやっていかなければいけない。その中で例えば先ほど教育委員会のお話がありましたように、教職員住宅であったり、移住・定住の若者住宅であったり、そういう公共住宅等々の建設等に関しましても、どうしても公共自治体だけで、官だけでやると硬直する部分というのがありますので、PFI的な手法を使って行う、民間の投資を促しながらやっていく、切り口を考えるということは、私は必要じゃないか、またスピード感も出るのではないかと。当然、PFI方式でのデメリットというのもあります。契約が長くなりますので、15年、20年となりますし、最初に策定したそのサービスをずっと維持しなければいけないのがPFIですので、そういうデメリットも考えながらやらなければいけないなというふうに思っておりますが、当面、私は公共的な施設に関しては、解体若しくは先ほど使用目的の変更、若しくは売却できるとするなら売却、若しくはそこで新たな違う活用方法を見出すということ、それと新しく建てることに関しては、それぞれの議員の皆さま、住民の代表の議員の皆さま、それぞれお考えをお持ちかと思っておりますので、しっかり意見を拝聴させていただきながら、民間の活力も利用した新しい切り口で公共施設を造っていくというのの一つではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

本当に財政については都合のいいお話を私はするわけで、こういう事業はしたい、あれはしたいと思いながらも、やはり財政の弾力化を保ちなさいと言うわけですから、行政側に立った人たちからすると、非常に虫のいい質問をされるなど思っておられると思うんですけども、しかしながら、それをクリアしていかなことには、やはり後世にこの素晴らしい高森町を残していくことはできませんので、みんなで知恵を出し合ってクリアをしていきたいなと思っております。

先ほど言われたPFI方式についてもなんですけども、この資料を確か見せたかも知れませんが、国土交通省が住宅局の住宅総合整備課というのが発行しておりますね。これは恐らく町長さんは見られたことがあると思うんですが、全国でPFI方式で公営住宅を整備されておるのが、平成26年の1月現在で39カ所ございます。一番最初に手がけられたのが広島県です。この広島県がこれを平成14年から実施されておるんですが、その当時、私は議員でありました。広島県のこの公営住宅のPFI方式という情報を私はいただいた、その当時。そして、こういう方法があるよということも確か当時は話したと思うんですけども、なかなか当時PFI方式というものは皆さんたちには理解できなくて、取っかかることができなから現実に至るとるんですが、今、町長が言われたとおり、やはり公営住宅でやるいろいろな網がかかるけれども、PFI方式でやると、やはり住民のニーズに合った形の建設方法でやったり、管理の方法でやったりする。そして、あと一つ良いところは、町が管理をしなくていいとかいうメリットもあります。やっぱり今から先、建て替え時期がきておる公営住宅についても、そのあたりのことを十分考慮をして、私はできればやっぱり今後のまちづくりに対しては、PFI方式に対するもので、温泉館も然りです。温泉館はPFIでいくべきかどうか分からないし、温泉館の場合は恐らく売却になる可能性も出てくると思います。それか、それ以外の指定管理者にまた戻るか、それも含めて、やはり町が抱えるすべての公的施設について、何らかのプロジェクトチームをつくるなりして、どういうふうなことでやっていくのかということ为先送りしないで、後世にこの付けを残さないようなやり方で経常収支比率を下げるような方法はないかということ議論する場というのが、私は今後必要になってくると思います。

ですから、温泉館、今ぼろっと言ってしまいましたけれども、高森の温泉館あたり、私たちも当時10億円ほどかけて造りましたが、当時はやはりその国民健康医療の中において、老人医療費が非常に上がっておった。そうした中で、健康管理のほうで医療費がなるべく下がるように、病院にその間、温泉に行っている間に病院

に行かっさん、その間で医療費が下がるからいいじゃないか、だから赤字でもいいんだよと。その赤字の分、国民健康保険特別会計が余裕が出るからいいんだよという意向で私たちは造ったつもりなんです。しかしながら、それが今に至っては国民健康保険も右肩上がりであり、後期高齢者医療費も右肩上がり、どんどんどんどん行政の負担が増えてくる。そうした中において、また温泉館についても老朽化が進んだり、使用者が減ったりして、町から出す負担金の額、助成金の額が増えてくるということになってくると、やはり財政面にいろんな問題が生じてくるから、そろそろ考える時期が来たんじゃないか、そういうふうに思っています。目的は変えちゃいけないと思います。町民の皆さんたちが健康増進のために使う、お風呂に入られるということ、憩いの場であるということは、その価値観はそのまま存続される形で、どのようなやり方があるか、買ってくれる方がもし売却するとすれば買われる方が、いやいやもう町の思われているとおり、当時の設立当時の思いのとおりで私たちは結構ですよ。そのまま使ってください。その代わりに、これに施設を追加しますよとかいう注文があると思います。それはそれでも皆さんたちが幸せであるならば、私はそういうことも考えていくというプロジェクトチームが必要であると、私は思っております。ですから、今から先、PFI方式も踏まえて、町長のほうには今後、プロジェクトチーム、どうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐伯議員の御提案に関しまして、私も過去の議会で議会議員の皆さまと一緒に協議できる場、若しくは議員さんのみならず、議員が提案なされる、そういうプロジェクトチームというのをしっかりつくるべきだというふうに思っております。

私の私案なのですが、公共施設等総合管理計画を今策定中と、先ほど申し上げました。実はその基礎資料となるためのものが何なのかと考えたときに、築年数であったり、その建物の構造の部分での判断だと思うんです。それに加えていろんな全国の自治体の取り組みを見させていただいて、愛知県の豊川市というところがやっております公共施設の利用状況住民意識アンケートというのを3,000人の方から、豊岡の市民の方から取られています。非常にそのアンケートの内容が私はこの高森町に合っているのではないかと。もちろん項目がたくさん載っているわけですが、調査の概要、目的、回答者のプロフィール、公共施設の利用状況について、そして今後の公共施設のあり方についてと、そして自由意見というこの目次がありますが、たいへん良い意見が出ております。その市民の意見の中には、佐伯

議員がいつもおっしゃっている意見に似た意見もありますし、その他の意見もありますが、かなり色がはっきり年代別で分かれてきているというのが結果の非常に際だっているところと、やはりある程度高齢者の方もこれから現実に数字を突きつけられて、前のようにもう何でも無料、何でも無料ということでは駄目だという意見もたくさん実は出てきておりました。ですから、この愛知県の豊川市がやっているようなこの住民アンケート、これは郵送でやられたわけですが、こういうこともやって基礎資料として担保確保しながら、その上で議員の御提案になりますプロジェクトチームの中で話し合っていく。そして、先送りをしない、決めてしまうということが私は一番大事じゃないかなというふうに思っておりますので、しっかり舵取りをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

非常につかみ所のない質問になると思いました。財政について、過去を振り返りながら、将来どうなっていくのか。要するに国ですら、やっぱり歳入の見込を今年になって増やしたり、いろんな事業の補正をしたりということをする。あれだけ勉強された官僚の皆さんですら、やはりどんどん変更がある国の政治。それを見ておる中において、町は当然やはり将来についての組み立てをしろと言われても、そう簡単にはできないのが現実であると思えます。しかしながら、やはり少子高齢化が進んでおる中においては、やはりこの高齢化というものは、この地方においてはよっぽど何かがない限りは、ブレーキがかからないのではないかと思っております。そうすると、やはり高齢化に向けたある程度の財政の基盤づくり、そして政策づくりというものがなくなってまいります。ですから、今から先送りをしてきたツケが、私は今に来ておると思えますから、今、町長が言われたとおり、先送りせず、気づいたら気づいたときに手を打つと、気づいたら気づいたときに、将来そうならないように今から対応を練っておくということが、私は大事ではないかなと思えます。責任はなるべく取りたくないと思えます。私もこの議場から出て町民の皆さんたちから苦情があるかも知れません。しかしながら、乗り越えなければならない問題については、早く乗り越えて、そして新しい社会をつくっていくということが、私は大切であると思えます。ですから、町長もまだ私よりも10歳も若いですから、当時の私の10年前の感覚でエネルギーにやれるところはやっていただきたい。そして、私たちの意見を尊重していただくところは尊重していただきたい。そして、

将来の今の中学生や高校生、小学生のみんなが高森町に残ってくれるように、子ども議会で質問をしてくれた中学生が、自分たちの質問がどう活かされとるか、社会人になって高森町に生活の基をおきながら見えるようなまちづくりを、今からやっていただきたい、そういうふうに思っております。

たいへん長時間ではありましたが、時間になりましたので終わらせていただきます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

3時10分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時58分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 8番 本田です。

今定例会におきましての一般質問の時間をいただきまして、誠にありがとうございます。私は観光施設の現状と整備というふうなことでございまして、観光につきましては観光施設だけでなく、スポーツ関係、スポーツの大会、または各種イベント、まつり等を含めたところの観光ではなかろうかと考えておりますので、そういったところで質問をさせていただきます。

高森の代表する観光施設、先ほどから出ておりますけれども、まずは湧水トンネルではないでしょうか、この湧水トンネルにつきましては後で質問をさせていただきます。また、春のシーズンになってまいりますと、桜の季節になりますと高森峠の千本桜がございます。この高森峠につきましても後で質問をさせていただきます。

桜のきれいなところといえば、ほかにもございますけれども、325号バイパスから上色見方向に向かう265号線沿いがございます、最初に月廻り公園の、これは公共施設ではございませんけれども、月廻り公園の百本桜と書いてございます。休暇村周辺の桜もございます。高森温泉館から根子岳のほうを見ますと、この地域

には造園業の方々がたくさんおられます関係上、いろんな桜の花が咲いているところでもございます。桜といえば、ほかにも野尻、草部、たくさんあると思います。

また、夏にはキャンプ場がありますけれども、奥阿蘇のキャンプ場、鍋の平キャンプ場、休暇村の中にもキャンプ場はございます。このキャンプ場におきましては、夏休み間の期間にはたくさんの方がお出でになっていると思います。

また、温泉では、高森温泉館、月廻り公園の中にごございます月廻り温泉、休暇村にもございます。高森温泉館につきましては、他の議員の方々からも今お話があっておりましたけれども、たかもり広報等に掲載をされておりました収支関係のいろんな詳しいことも書いてございましたけれども、またその中に町の町民の皆さん方に御利用をよろしく願いますというようなことで掲載がしてございます。

グルメといえば、やはり高森の代表する食べ物といえば、田楽ではないでしょうか。専門の田楽のお店も数件ございます。また、肉、豆腐料理、中華料理、いろんな料理を研究され、飲食店の皆さん方が御提供をなされております。

また、神社におきましては、高森町のあらゆるところに有名な由緒ある神社がたくさんあるわけがございますけれども、その中の観光地として上げますならば、草部の吉見神社がございますけれども、ここにおきましては鳥居より下にあるこの日本の三大下り宮の一つとして上げられております。また、私どもの上色見の熊野神社、広報には穿戸岩と、この場所がパワースポットとして報道され、紹介をされて、県内からたくさんの方が訪れております。有名ではございませんけれども、私の住みます洗川の妙見神社、小さい神社がございますけれども、この横から湧き出るのが非常に美味しいと、体にいいというような評判が立ちまして、この水のファンの方がたくさん水を汲みに来られております。この場所におきましては、南郷の一番東に位置する、一番高いところから出ている水ではないかと、私は思います。現在、砂防工事等が行われておりまして、その周辺の整備が行われております。

神社と申しますと、祭りがございます。祭りは高森各地で行われておりますけれども、祭りといえば御輿、また神楽、獅子舞等の伝統芸能がございます。尾下菅原神社の有名な獅子舞は、350年の歴史をもっており、県の重要文化財に指定をされております。しかし、祭りといえば、高森町の祭りを代表いたしますならば、やはり風鎮祭ではないでしょうか。この風鎮祭におきましては、以前に比べますとたいへん観光、お客さんが減ったと言われておりますけれども、この風鎮祭につきましては、今いろいろ検討をさなれているようでございます。

また、スポーツの大会、イベント等につきましては、町の中で一番スポーツの人

口が多いのはグラウンドゴルフではないでしょうか。各地区で大会等が月に行われております。次に、パークゴルフが盛んでございますけれども、パークゴルフにつきましては、長陽、久木野、白水、今の南阿蘇村に、また産山のパークゴルフ場等に行っておられます。しかし、今回、高森も月廻り公園の中にパークゴルフ場が建設をされました。今後におきましては、高森でもパークゴルフができるようになったと、非常に喜んでいるところでございます。また、小中学校の柔道、剣道大会、今ポイントチャンネルの中でたいへん賑わせております総合型地域スポーツクラブで立ち上げをいたしました高森スポーツクラブ、通称高SPOと申し上げておりますけれども、この高SPOの中のスポーツ教室、またイベントを代表いたします春の泥りんピック、秋の阿蘇高森ウォーキング大会、10月11日に開催をされ、850名の大会の参加がっております。今定例会の開会にあたりまして、町長さんのほうから少し御紹介がございましたけれども、学童の阿蘇郡の大会におきまして、ぶっちぎりの優勝をしております。この反省会の折にいろいろお話が出ておりました。県の大会に行っても、この3位ぐらいまでに入るのではなかろうかというような予想をされておりましたけれども、町長さんの御報告のとおり、熊本県で学童の駅伝大会で高SPOチーム、優勝をいたしております。この高SPOにおきましては、今、熊本県内、また県内外からたいへん注目を浴びておるような状況でございます。こういったことができますのも、やはり町当局、議員各位の皆さん方の御協力があって、この高SPOがあるわけでございますけれども、今後におきましても皆さん方の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げておきます。また、このウォーキング大会の折には、周辺地域の方々にはたいへんいろんなおもてなしをしていただきまして、御世話になっております。また、NPO法人阿蘇フォークスクールのクラフト展、全国各地の工芸家の作家の皆さんが開催をされ、1万人以上のお客さまが来場されたと聞いております。このような様々なスポーツ大会、イベント等につきましても、やはり私は町の観光の一躍を担っているのではなかろうかと考えております。

では、早速、質問に入らせていただきますけれども、湧水トンネルの現状と今後の整備についてというようなことで質問をさせていただきます。以前に比べますと、お客が減ったと言われております。今回、プロジェクションマッピングの設置に伴いまして、12月19・20日にオープニングセレモニーが開催されることになっております。このオープニングセレモニーにつきまして、やはり報道関係、宣伝等がなされると思いますけれども、今後たくさんの観光客が来られると思いますし、

来られることを願っております。湧水トンネル、またこの周辺の整備等につきまして、いろいろ予算関係にも上がっておりましたけれども、そこらへんのことをお伺いをまずはしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 生活環境課長 安藤吉孝君。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 8番 本田議員さんの御質問にお答えいたします。

観光施設の現状と整備ということで、湧水トンネルの現状と今後の整備についてお答えを申し上げます。本年度の整備状況につきましてお答えをしますと、公園内の清掃管理とトイレの清掃及び浄化槽の点検業務を委託しております。清掃管理につきましては、駐車場を含めまして年4回の草切りと年1回の剪定、消毒作業を委託しております。トイレの清掃は5月から10月の期間は月20日間、4月、11月から3月の期間につきましては月10日の清掃を委託しております。浄化槽の点検につきましては、毎月点検を行っております。

また、トンネル内の整備状況ですけれども、水路の床修繕を2年前から計画的に行っております。今年度は先ほどから御案内のとおり、プロジェクションマッピングの設営のために修繕を行う計画をしておりましたけれども、多くの来館者の安全を優先し、現状の床では不安があるため、今回の定例議会で補正の計上をさせていただきましたので、ほとんどの補修は終了するものと思います。今後の整備につきまして具体的に計画はございませんが、初日、予算説明の折、御質問があり、町長からの答弁で触れられたとおり、公園内の水質改善について早急な対応を図る必要性に迫られているとは感じております。水質改善と併せて、家族で憩えるスペースを増設することで、イメージアップと観光施設の充実を図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） ありがとうございます。

今、この湧水トンネルにつきまして質問をさせていただきましたけれども、町長さんのほうからも、ほかのほうでいろいろ、この湧水トンネルにつきまして、いろいろお話がございました。この高森のいけば顔になるこの湧水トンネルが、今後、観光地の場として高森の顔になるような湧水トンネルになると私は思っております。特にお客さまが高森に最初に入られまして、この湧水トンネルに来られたときに、本当に良いところだなと言われるような気分になれるような施設、特に中の施設だけでなく、周辺整備等をよろしくお願いを申し上げておきます。

続きまして、高森峠の現状と今後の整備について質問をいたします。高森峠につきましては、以前は草部、蘇陽を抜け高千穂、宮崎方面へ抜ける重要な道路でございました。325号の道路開通に伴いまして、今では桜まつりとか、そういったイベント等があるときに、この場所に行かれる方は少ないんじゃないかならうかと思えます。桜の名勝地でございます千本桜といわれておりますけれども、実際にはこの桜は高森峠の中には6,000本もの桜の木が植えられていると聞いております。今でも桜等の補植等はなされているのか、それからこれは私のお願い、質問なんですけれども、道路沿いとかこの高森峠敷地内の中のスペースの空いたところに、四季折々の植物とか草花等を植えられる計画等がありますかお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（田上更生君） 生活環境課長 安藤吉孝君。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 自席から失礼いたします。

高森峠の現状につきましてですけれども、整備状況をお答えしますと、毎年、峠内の36ha、通常いいますお花見広場から上と、それから高森公園、それと2,000tタンクがございますけど、あの一帯を含めまして36haほどございますけれども、これを9月に草刈りを行っております。現場は急傾斜で障害物が岩も多いんですけれども、作業がなかなか困難を来しておりますけれども、業者さんの努力によって安全に草刈りはしております。また、トイレの清掃と浄化槽も、湧水トンネル同様に委託をしております。高森峠の観光施設としての整備につきましては、一昨年にも同じような御質問があったということですが、平成5年から8年にかけて整備した施設の維持管理を重点的に行っております。今御質問になりました草花等の植樹の計画は、今のところございません。

それから、桜の補植につきましては、日本桜の会から御寄付をいただきまして、年間200本程度の補植を行っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） この高森峠の整備につきましては、草刈り、トイレ等、浄化槽につきましては、今御答弁がございました。この草刈り等につきましては、以前にもお話が出ておりましたけれども、業者の皆さん方が非常に石があったり、急傾斜であったり、たいへん苦慮をされているというようなことはお聞きをいたしております。今あの桜の補植もなされておりますけれども、私はなぜこのような四季折々の草花を植えたらかどうか、そういう提案を今させていただいておりますけれども、

やはりこの高森峠、これは桜のシーズンには皆さん方がお出でになっておりますけれども、この高森峠、この桜のシーズンだけの場所にしてはもったいないような気がするわけであります。逆に先ほども申し上げましたけれども、やはり325バイパスが出来ましたお陰で、この高森峠は道路としてはもう余り通っておりません。しかし、こういったところは特にやはりこの既存のこういう高森峠等の、一気に私はそういった整備をしてくれとか、何か植えてくれとかいうわけではございませんけれども、将来的に徐々に少しずつでも、桜だけでなくいろんな四季折々の草花等、植物等を植えられたら、また一段と違ったこの高森峠が出来たらいいなど、そのようなことを考えて質問をさせていただきました。そこらへんは、今後につきまして、よろしく願いを申し上げます。

また、以前、ここにおられる議員さんの中では、佐伯議員が一人おられるかと思っておりますけれども、以前、県立大学の学生の方々が町内を散策をしていただきまして、いろんな提案等を受けました。その中の一つ例を挙げますならば、駅から昭和を抜け、今の交流館、四つ角のほうに行きますとレイザンがございます。横町のほうに行きますと醤油・味噌、豊前屋さんがございます。そして、湧水トンネル、湧水トンネルから駅のほうに帰ってくるこのルートの提案等がなされたことがございます。その当時、横町にはあのブルーシートが掛けてございました。建物がその当時ありました。下町等におきまして、湧水トンネルから駅までの間には道路関係も狭かったし、空き家対策等がそのとき言われておりましたけれども、現在ではそのブルーシートの掛かったあの危険な建物、危険である、観光的にも環境的にも悪い。ああいった建物は早く撤去する必要があるというようなことで、生徒さんがお話をされておりました。また、湧水トンネルから駅のほうに向かう道路におきまして、今はきれいになっております。きれいになっておりますけれども、現在、解体等、道路沿いにおいてもきれいになっておりますけれども、今後こういったことの提案等がなされております。政策推進課のほうでいろいろ検討されておりますが、今後どのような形での整備等を考えておられるかお聞きをしたいと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 8番 本田議員の一般質問にお答えいたします。

議員言われるように、平成15年度に、調べてみましたら、熊本県立大学の環境共生学部との間で、中心市街地拠点施設の透視図、パースの製作を依頼しまして、学生目線で発表会を16年の2月に行っております。確かに造り酒屋や味噌・醤油

の醸造元を中心に、高森独自の水船、風鎮祭の作り物等の展示が提案されたのを覚えております。早いもので、もうそれから12年を経過しておりますが、その間、地域づくりインターンの学生さんや、熊大の建築学部の学生さんからいろいろな提案も受けております。しかし、提案は受けたものの、なかなか現実まで至っていないのが現状でありまして、私たちも頭を痛めているところですが、本年度において総務省の補助事業、先ほど立山議員の一般質問の中にもありましたが、過疎集落等自立再生対策事業において、明日の高森プロジェクトとして計画を立て、その一部の資金は地方創生先行型の交付金で実現する運びとなりました。市街地周辺を、これは熊大の建築学部の提案ですが、市街地周辺を5つのゾーンに分けます。まず、1番目はおもてなしゾーン、2番目がグルメ通り食ゾーン、3番目が芸術の小径アーティスト誘致ゾーン、4番目が美と健康の広場ゾーン、5番目が遊びの広場ゾーン、そういうふうにゾーニングを行いまして、今年は先ほども申しあげましたけど、駅周辺のおもてなしゾーンで空き店舗を借用し、観光客や移住者に向けた案内所を設置する予定であります。この案内所にはカフェも併設予定で、駅前の雰囲気が一変するのではないかとというふうに思っております。

また、湧水トンネルでは、今まで地元の方が直販所を営んでおられた、水と森を借り受けまして、ここは遊びの広場ゾーンですが、建物を改築の上、レストランと直販所を開くこととしております。案内所とレストランと直販所については、現在、熊大のほうで設計中でありまして、1月から実際の工事に入りますが、熊大の学生を巻き込んで一緒に改築を行いたいというふうに思っております。

今後は、先ほど申しあげました5つのゾーンの計画に基づきまして、まちづくりを進めていきたいというふうに思っておりますので、議員の御指導・御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） いろいろと検討されているようでございますけれども、今後におきましては、やはり地方創生の取り組みの中で政策推進課のほうでもまちづくり等についていろいろ検討なされているようでございますが、再度、私は商工会とか青年部、観光協会、JA青年部、各種団体と町とが一つになり、観光については今後考えなくてはならないのではなかろうかと考えます。今、町のほうでは325バイパスが出来まして、町の中は冷え切ってしまったと、もう車も通らん、人もおらんというようなことを言われておりますけれども、325バイパス沿いにいろんな

商業のお店等が出来ておりますが、私は観光地づくりとしてはやはりこれからまだまだ先ほども課長のほうからも今お話がございましたけれども、造り酒屋の酒屋があつたり味噌があつたり、町内いろいろ研究すれば、今後、観光地づくりとしては私はできると考えておりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、町長さんのほうから、私が今、とりとめもないような質問をしましたり、各関係の課長さん方が御答弁をなさいましたけれども、観光立町高森町というようなことで、先ほどほかの議員さん方とも重複をいたしますけれども、町長さんのお考えを最後にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 8番 本田議員の御質問にお答えを申し上げます。

総括的な質問ということでございます。私も1期目、2期目、1期目と同様、2期目も観光立町を実現するまちづくりを筆頭に6つの挑戦ということで、その結果が誇れる高森町をつくるということを掲げさせていただいております。議員の御指摘、また御提案どおり、最初の質問であります湧水トンネルの現状と今後の整備ということでもございますが、これもおっしゃっていただいたとおり、今回、総務省も先行型、地方創生先行型事業で、これは世界初になります。世界初のトンネル内の常設型の、プロジェクションマッピングというのは世界初になるということでございますので、今日の夕方6時から、先行でマスコミに公開をするわけでございますが、かなりの集客が見込めるのではないかというふうに思っております。当然、それに対応するための補正予算も計上させていただきましたし、生活環境課もしっかり対応していただいたというふうに思います。

また、議会の初日の予算説明のときに私も申し上げましたが、議員もいつも言われておりますその見目の、特に水のこの水質というより、もう見た感じのところをやはりしっかりやらなければいけないということで、1年間かけて生活環境課の安藤課長の下、研究を重ねてまいりましたので、その件に関しましては来年度の当初予算のときにしっかり御提案をさせていただきたいというふうに思います。

2つ目の高森峠の現状と今後の整備につきまして、私は議員がおっしゃっていることもよく分かります。今あるものをどうやって整備していくかというふうな、例えば植樹を増やす等々もあると思いますが、そもそも通行量が現在1年間を通してどのくらいあるのかというこの調査を、今後の次の世代に施策を打つためにも、私は必要ではないかというふうに思っております。非常にこの九十九曲りを含めてインパクトがある、あまりほかにはないような峠でございますので、私は活用方法は

ほかにもあるのではないか。しかしながら、現時点では車が通れる町道として活用されておりますので、しっかり通行量調査というのは今後のまた基礎資料になるためにいつの日かやるべきではないかというふうに思っております。

また、この高森のすべての観光に対して議員が質問をなされました。平成15年のとき、甲斐課長がお答えされて、議員がまだお若い頃に、10年以上前のときのその施策だったと思いますが、なかなかその施策が出来てないというふうに甲斐課長のほうから答弁がございました。ただ、年代の流れから言えば、そういう議論があつて観光交流センターが中心市街地活性化法に基づいて出来たのではないかなというふうに、私は考えておりました。確かにいろんな市街地の活性化計画が策定されてきていますが、すべてにおいて実行に至っていないというのは事実じゃないかなというふうに思っております。当然、住民の人もこの活性化の政策を策定をしたときに、地元の住民の協力というのが必要であります。やはりある程度、行政主導で引っ張っていくことは政策実現のためのリーダーシップを決意として表明している私としては、そういう考えもあるということもお伝えしておかなければいけないというふうに思っております。また、そういう意味で、平成25年度は市街地の街路灯整備を緊急経済対策で行わせていただいで、高森の市街地の区分もはっきりしてきたというふうに思っております。

今年では地方創生の計画で、(仮称)まちづくり会社の設立により、観光関連業種をはじめとした形で取り組むことによって、商店街の方々の考えがまた一つ新しい時代の考えに習っていただければなというふうに思っております。まちづくり会社に関しましては、今までの観光関連業種、飲食業や宿泊等々のみの活動から、観光関連プラス農林水産業まで幅広くカバーすることによって稼げる観光を目指すものであるというふうに考えております。このことを一つずつ進めることによって、いつも政策集で掲げております、子どもたちが住み続けられ、また住んでいる皆さんが楽しく暮らすこと、それこそが高森町に来てくれている人にとっての最大の魅力になるのではないかと、またそのようなまちづくりを行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(田上更生君) 8番 本田生一君。

○8番(本田生一君) 町長さんをはじめ、各関係課の課長さん方、私のとりとめのないような質問をさせていただきましたけれども、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

ほかの議員さん方も町を思う気持ちでいろんなことを質問をなされております。町を思う気持ちは私も一人でございます。やはりこの高森町が冷え切っていく中で、今後、町長さんが今も言われておりましたとおり、今後のまちづくりのために一生懸命、町と私どもも一緒になって頑張っていきたいと、かように考えております。

これを持ちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

散会 午後3時45分

1 2 月 1 5 日 (火)

(第 3 日)

平成27年第4回高森町議会定例会（第3号）

平成27年12月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第3号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番 牛 嶋 津世志 君

2 番 岩 下 健 治 君

3 番 後 藤 三 治 君

5 番 芹 口 誓 彰 君

6 番 立 山 広 滋 君

7 番 森 田 勝 君

8 番 本 田 生 一 君

9 番 田 上 更 生 君

10 番 佐 伯 金 也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

4 番 興 梶 壽 一 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長 草 村 大 成 君 教 育 長 佐 藤 増 夫 君

総務課長 佐 藤 武 文 君 政策推進課長 甲 斐 敏 文 君

健康推進課長 馬 原 恵 介 君 住民福祉課長 阿 南 一 也 君

税 務 課 長 沼 田 勝 之 君 農林政策課長 後 藤 健 一 君

建 設 課 長 松 本 満 夫 君 会 計 課 長 河 崎 みゆき 君

教育委員会事務局長 阿 部 恭 二 君 たからポイントチャンネル事務局 東 幸 祐 君

監査委員事務局長 安 方 含 君 教育委員会審議員 堺 昭 博 君

総務課長補佐 後 藤 一 寛 君 総務課長補佐 岩 下 徹 君

政策推進課長補佐 定 光 貴 史 君 生活環境課長補佐 田 上 浩 尚 君

健康推進課長補佐	丸 山 雄 平 君	住民福祉課長補佐	高 崎 康 誌 君
税務課長補佐	佐 伯 実 君	建設課長補佐	荒 牧 久 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

なお、4番 興柁壽一君からは、会議規則第2条の規定により欠席届が提出されております。

また、生活環境課長 安藤吉孝君、農林政策課審議員 古澤要介君からは欠席届があつておりますので、報告いたしておきます。

-----○-----

日程第1 意見案第3号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について

○議長（田上更生君） 日程第1、意見案第3号、ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

提出者、5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） おはようございます。5番 芹口です。

提出者を代表いたしまして、ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について趣旨説明を行います。

政府では、平成27年を地方創生元年と位置付け、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるために総力を挙げて取り組もうとしております。しかしながら、地方創生をめぐる状況は極めて厳しく、本年6月30日に安倍内閣はまち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定し、ローカルアベノミクスの実現に向けて本年度中に地方版総合戦略を策定し、具体的事業の本格的な推進を目指しており、地方もこれに呼応し、自主性と主体性をもって地域経済の活性化及び地方創生に全力を上げて取り組もうとしているところであります。

そのような中、都市から地方への税源の再配分機能を有し、貴重な自主財源となっているゴルフ場利用税交付金を奪おうとするのは、魅力ある地方を守り育てていく地方創生のためのさまざまな施策に影響を与えることにほかなりません。

よって、ゴルフ場利用税の廃止を求める動きに断固反対し、今後とも現行制度を堅持していただくよう、強く求めるものでございます。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解いただき、採択していただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第3号、ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第55号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（田上更生君） 議案第55号、高森町過疎地域自立促進計画の変更については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第55号、高森町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、12月8日に委員会を開会し、政策推進課より甲斐課長、定光課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。
お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、高森町過疎
地域自立促進計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第56号 高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第56号、高森町行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員
長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第56号、高森町行政手続における特定の
個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、12月8日に委員会を開会し、
総務課より佐藤課長、後藤課長補佐、岩下課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受
け、審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、高森町行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、委員長の報告
のとおり可決されました。

-----○-----

議案第57号 高森町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する
条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第57号、高森町農業委員会の委員及び農地利用最適化推
進委員の定数に関する条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してあり
ましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第57号、高森町農業委員会の委員及
び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、12月9日
に委員会を開会し、農林政策課より後藤課長、古澤審議員に出席を求め、詳細に説
明を受け、委員からは、これまで選挙により選出された農業委員が今後は地域から
の推薦や公募等により町長が選任し、議会の同意を得るシステムへと改正されるも
のであることから、選任については十分協議されるようとの要望を受け、審議いた
しました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、高森町農業
委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、
委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第58号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第58号、高森町税条例の一部改正については、総務常任
委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第58号、高森町税条例の一部改正につ
きましては、12月8日に委員会を開会し、税務課より沼田課長、佐伯課長補佐及び
担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可
とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、高森町税条
例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第59号 平成27年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月8日に委員会を開会し、会計課より河崎課長、税務課より沼田課長、野尻課長補佐、佐伯課長補佐及び係長、生活環境課より安藤課長、田上課長補佐及び係長、政策推進課より甲斐課長、定光課長補佐及び各係長、総務課より佐藤課長、後藤課長補佐、岩下課長補佐及び係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月10日に委員会を開会し、教育委員会より佐藤教育長、阿部局長、堺審議員及び各係長、住民福祉課より阿南課長、高崎課長補佐及び各係長、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月9日に委員会を開会し、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び各係長、農林政策課より後藤課長、古澤審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

また、建設課関連事業の町道円福寺坊ヶ平線と町道村山旭通線の現地視察を行い、担当者より工事の概要、進捗状況について説明を受けました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第60号 平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第60号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第60号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、12月10日に委員会を開会し、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第61号 平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第61号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

- 文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第61号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、12月10日に委員会を開会し、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐及び各担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第62号 平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第62号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別

会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第62号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算につきましては、12月8日に委員会を開会し、政策推進課より甲斐課長、定光課長補佐、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議しました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第63号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第63号、高森町介護保険条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第63号、高森町介護保険条例の一部改正につきましては、12月10日に委員会を開会し、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。
お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、高森町介護
保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

地方創生特別委員長 森田勝君。

○地方創生特別委員長（森田 勝君） おはようございます。7番 森田です。自席から失礼いたします。

地方創生特別委員会、特別委員6名全員出席のもと、説明を受けました。説明等のため出席した課、政策推進課 甲斐課長、定光課長補佐及び担当係長の出席を求めて説明を受けました。

経過報告及び協議事項として、地方創生組織体制について、政策推進課長より説明を受け、前回も説明を受けましたが、本部次長職で構成される作業部会を8回開催し、人口ビジョン及び総合戦略を策定していく。また、第1回特別委員会で意見のあったよそもん会議、もやい九州（行政支援団体）による意見交換会を開催し、意見集約を行った。29日の審議会に諮った上で正式な策定となる。

内容説明、前回、素案との変更点について、政策推進課長補佐より説明。概要等については概ね前回示した骨子案のとおりだが、結婚、出産、子育てにおける基本的方向について、「教育・スポーツ環境の整備によって確かな学力と豊かな心を助成する」を追記するというようなこととございます。

また、議会からの意見として、地元中学生の子ども議会の議題等についても良いアイデアが見受けられ、今後見直しをしていく上で幅広く取り入れてはどうかというような意見も出ました。

次に、人口ビジョンにおける人口問題に対する方向性の若い世代の転入者を受け入れるほかはないという断定表記はいかがなものかという意見も出されております。

また、女性の減少率について、45年後に4,000人を維持するための見込みとして適当であるか。アルファベット表記や横文字の和訳について等々、いくつかの意見が出されたが、適宜、事務局で修正等を行い、製本作業に入るというようなことでございます。

本委員会において、以上のとおり決定しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（田上更生君） 降灰対策特別委員長 本田生一君。

○降灰対策特別委員長（本田生一君） おはようございます。8番 本田です。

降灰対策特別委員会の報告を申し上げます。

降灰対策特別委員会は、開催をいたしておりません。

阿蘇山の状況につきましても、警戒レベルも3から2になっているような状況でございます。

また、今定例会終了後、降灰関係の予算等につきましては、総務課より全員協議会におきまして説明を受けるところでございます。

以上、報告を申し上げます。終わります。

○議長（田上更生君） 議会広報特別副委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別副委員長（牛嶋津世志君） おはようございます。1番 牛嶋でございます。

興梠委員長に代わりまして、議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は12月14日に開催し、議会広報「絆」61号の発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。内容につきましては、12月の定例会初日の質疑、平成27年度の一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、町民の皆さんに分かりやすくお知らせする予定です。

今回は2月上旬の発送を目標としておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 本日の日程は全部終了いたしました。

一言御挨拶申し上げます。

27年最後の第4回定例議会、お疲れさまでございました。町民の負託に応えられる結果であったかというふうにも感じております。

27年最後の議会というようなことで、本年を振り返ってみますと、昨年11月、阿蘇中岳の噴火、大量の降灰というようなことで、たいへん住民も心配をされたところでございますけれども、町長以下、職員の皆さん方の御努力によりまして、町民の不安の払拭あるいは被害も最小限に抑えられたのではないかとこのように感じているところでございます。本当に職員の皆さん方の御努力に心から敬意を表するところでございます。

本年を振り返ってみますと、本年は特に大きな災害といえますか、そういう被害等も少なかったように見受けられるところでございますけれども、町の最大の基幹産業であります農林業におきましては、畜産を筆頭に、畜産、特に好景気であったというふうに、高価格の取り引きが続いたというふうにお伺いしておりますし、米につきましては数量的には減収であったけれども、単価の上昇において前年並みというような結果が出ているというふうにお伺いしておりますし、特に高森高冷地野菜の生産についても価格等の高騰によりまして、前年並み、あるいはそれを上回るような結果が出ているというふうにJAのほうからもお伺いをいたしているところでございます。

ただ、10月に大筋合意を見ましたTPPの影響、合意がその大きな合意というものがこれからの中山間地を中心とする高森町の農林業にとりましては、大きな影響が懸念をされるところでございます。国につきましても平成27年度の補正予算というようなことでTPP対策、あるいは緊急経済対策等において3兆5,000億円という、すべてにおいて金額が補正を組まれる予定があつていふふうにも報道をされております。これからまた、町長、それから町執行部の皆さん方、そして議会も一緒になって、その高森町のこの中山間地をどう活かしていくかという大きな議論がこれから控えているかというふうに思っております。

そうした中ではありますけれども、本年4月にたかもりポイントチャンネル開局をいたしまして、スタートしたわけでございます。町民の反応というものも非常に関心があるところでございますけれども、聞くところによりますと、非常に関心が高いというふうにも承っているところでございます。

また、10月には地方創生を中心としたまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、地方版総合戦略が策定され、新しい高森町づくりがスタートをしているところでございますし、今現在の各、いろいろな分野で着実に新しい高森町づくりに前進をしているところであるというふうにも思っております。これもまた、TPC等を通じながら、今回の議会の中でもありましたように、住民への説明責任あるいは周知徹底と情報の共有という部分もしっかりと見据えた中で、町長、執行部、それから職員の皆さん方、そして議会議員も一丸となって、これからのまちづくりに努めてまいりたい。その説明責任を果たしながら、まちづくりに努めていきたいというふうにも思っておりますので、どうぞ皆さん方の尚一層の御奮闘もお願いをしたいというふうにも思っております。

本年もあと残すところ2週間というようなことでございます。どうぞ皆さん方におかれましては十分健康に留意され、翌28年度、十分また町民の負託に応えられる体制で臨んでいただきますように、皆さん方のますますの御活躍を御祈念申し上げます、御挨拶に代えさせていただきます。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の会議を閉じます。

平成27年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成27年第4回定例会

平成27年12月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168
電話 (0967) 62-1111